

第4次天童市障がい者プラン

(障害者基本計画)

— あたたかな共生社会の実現のために —

令和7年3月

天 童 市

目 次

第1章 プランの概要

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - 第1 地域における生活への支援
 - 第2 社会参加と自立への支援
 - 第3 安全・安心な環境づくりの推進
 - 第4 啓発・広報の推進
- 6 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 障がい者の状況

- 1 身体障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 知的障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 精神障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 医療的ケア児の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 5 雇用・就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第3章 施 策

第1 地域における生活への支援

- 1 自立した生活を支える支援体制の充実・・・・・・・・10
- 2 保健・医療サービスの充実・・・・・・・・12
- 3 療育・教育体制の充実・・・・・・・・13

第2 社会参加と自立への支援

- 1 雇用・就労の支援・・・・・・・・15
- 2 スポーツ・文化・社会活動の充実・・・・・・・・16

第3 安全・安心な環境づくりの推進

- 1 生活環境の整備・・・・・・・・18
- 2 情報提供体制の充実・・・・・・・・18
- 3 地域における支援体制の充実・・・・・・・・19

第4 啓発・広報の推進

- 1 正しい理解の促進・・・・・・・・21
- 2 権利擁護の推進・・・・・・・・22

第4章 計画の推進・管理

- 1 計画の推進.....23
- 2 計画の管理.....23

資料編

- ・アンケート調査結果.....27
- ・用語の解説.....71
- ・天童市障がい者自立支援協議会委員.....81
- ・第4次天童市障がい者プラン策定までの経過.....82

第 1 章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

本市では、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「第 3 次天童市障がい者プラン（天童市障害者基本計画）」を平成 29 年 12 月に策定し、「障がいのあるなしに関わらず、みんなが互いに支え合うあたたかな共生社会の実現」を目指し、障がい福祉施策を推進してきました。

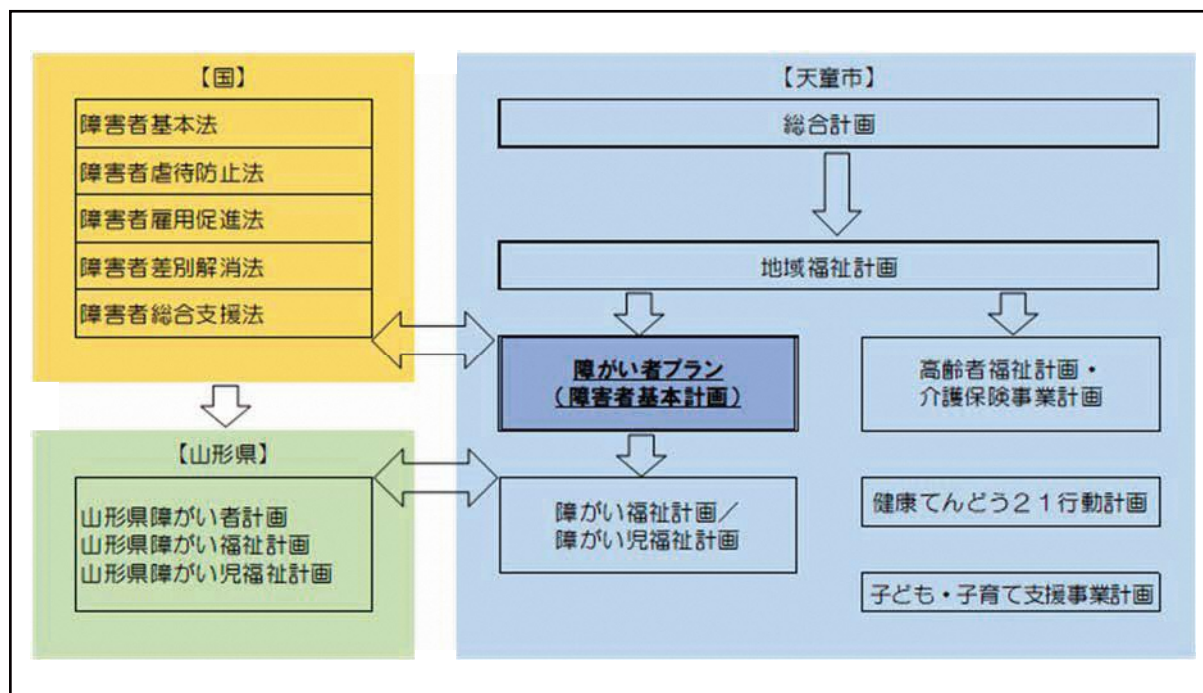
この間、国では「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を施行し、障がいのある人が参加しやすい社会を形成するための施策を推進しています。また、障がいのある人の重度化・高齢化に応じた取組みや、増加する発達障がい児や医療的ケア児への支援など、新たな施策が求められています。

また、本市では、令和 4 年 4 月に「天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行しました。これを踏まえ、障がいのある人が必要な福祉サービスを受けながら、自らの意思で社会活動に参加し、その能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去していく必要があります。

こうした昨今の障がい福祉に関する状況の変化に適切に対応しながら、本市の障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第 4 次天童市障がい者プラン（天童市障害者基本計画）」を策定するものです。

2 プランの位置付け

本プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」です。「天童市総合計画」及び「天童市地域福祉計画」を上位の計画とし、「山形県障がい者計画」及び「天童市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等との整合を図りながら、本市が今後進める施策の基本的方向や目標を定めるものです。



3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
 なお、期間中に、必要に応じて内容の見直しを行います。

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第3次天童市障がい者プラン (障害者基本計画) 平成29年度～令和6年度								第4次天童市障がい者プラン (障害者基本計画) 令和7年度～11年度				
	第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～5年度)			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～8年度)					

4 プランの基本理念

国の障害者基本計画の趣旨や前プランの基本理念を継承し、

**障がいのあるなしに関わらず、みんなが互いに支え合う
あたたかな共生社会の実現**

を基本理念とします。

5 基本施策

第1 地域における生活への支援

障がいのある人が地域社会において安定した生活を送れるよう、相談支援、生活支援、居住支援などの必要な支援の充実を図り、「親亡き後」を見据えた生活への不安の解消に努めます。また、保健と医療の連携を図り、疾病の重症化による障がいを予防するとともに、障がいの早期発見・早期療育体制の整備と特別支援教育の充実を図ります。

第2 社会参加と自立への支援

障がいのある人が自立した生活を目指して働くことができるよう、関係機関と連携して支援します。また、スポーツ・文化活動や生涯学習活動への参加を通じた交流により障がいのある人とない人の相互理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促します。

第3 安全・安心な環境づくりの推進

誰もが暮らしやすい社会を実現するため、利用しやすい市有施設等の整備を進めるとともに、障がいの特性に配慮した情報アクセシビリティの向上を推進します。また、災害に備えた支援体制の整備を進めます。

第4 啓発・広報の推進

障がいのあるなしに関わらず、安心して暮らせるあたたかな共生社会を実現するため、障がいに対する市民の理解をより一層深めます。また、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人に対する虐待の防止、成年後見制度の普及促進など、障がいのある人の権利擁護の取り組みを推進します。

6 施策の体系

基本理念 障がいのあるなしに関わらず、みんなが互いに支え合うあたたかな共生社会の実現	基本目標	施策の方針	施策の内容
	第1 地域における生活への支援	1 自立した生活を支える支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実
			(2) 在宅サービス等の充実
			(3) 地域生活支援事業の推進
			(4) 精神障がい者等の地域移行・定着支援体制の構築
			(5) グループホームへの入居支援の推進
			(6) 施設入所者等の地域生活への移行支援の推進
		2 保健・医療サービスの充実	(1) 保健・医療サービスの充実
			(2) 心の健康づくりの推進
			(3) 医療的ケア児・者の支援体制の強化
		3 療育・教育体制の充実	(1) 早期発見・早期療育体制の整備
			(2) 児童発達支援センターの充実
			(3) 特別支援教育の充実
			(4) 切れ目のない支援の充実
	第2 社会参加と自立への支援	1 雇用・就労の支援	(1) 障がい者雇用の拡大
			(2) 障がい者の就労定着支援
			(3) 就労系障がい福祉サービスの利用促進
			(4) 障害者就業・生活支援センターとの連携
		2 スポーツ・文化・社会活動の充実	(1) スポーツ・文化活動への参加促進
			(2) 障がい者団体活動の活性化
	第3 安全・安心な環境づくりの推進	1 生活環境の整備	(1) 居住環境の整備
			(2) 施設等の環境整備
		2 情報提供体制の充実	(1) 情報提供の充実
			(2) コミュニケーション支援の促進
			(3) 行政情報のアクセシビリティの向上
		3 地域における支援体制の充実	(1) 地域福祉活動の推進
			(2) 災害時の支援体制の確保
	第4 啓発・広報の推進	1 正しい理解の促進	(1) 啓発活動の充実
			(2) 差別解消の推進
			(3) 福祉教育の充実
		2 権利擁護の推進	(1) 虐待の防止
			(2) 成年後見制度の活用の推進

第2章 障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

本市の令和5年度末の身体障害者手帳所持者数は2,593人で、ゆるやかな減少傾向にあり、市の総人口60,401人に占める割合は4.3%となっています。等級別では、身体障害者手帳1・2級（重度障がい）所持者が37.7%です。年齢区分は、18歳未満（障がい児）は25人（1.0%）、18歳以上（障がい者）は2,568人（99.0%）です。障がい別では、肢体不自由が1,437人（55.4%）、内部障がいが806人（31.1%）となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）

（単位：人）

年度 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和元年度	739	250	329	807	335	207	2,667
令和2年度	727	239	325	787	338	210	2,626
令和3年度	717	246	321	774	328	201	2,587
令和4年度	715	253	360	707	321	188	2,544
令和5年度	723	254	360	725	335	196	2,593

（各年度末現在、資料：市社会福祉課）

■身体障害者手帳所持者数（年齢区分、障がい別）

（単位：人）

年度 \ 障がい	区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部	計
令和元年度	18歳未満	1	2	0	21	7	31
	18歳以上	100	210	28	1,519	779	2,636
令和2年度	18歳未満	1	1	0	20	7	29
	18歳以上	99	214	27	1,481	776	2,597
令和3年度	18歳未満	1	1	0	19	8	29
	18歳以上	101	210	28	1,453	766	2,558
令和4年度	18歳未満	1	2	0	15	9	27
	18歳以上	99	204	20	1,420	774	2,517
令和5年度	18歳未満	1	1	0	14	9	25
	18歳以上	107	222	19	1,423	797	2,568

（各年度末現在、資料：市社会福祉課）

■身体障害者手帳所持者数（障がい、等級別）（単位：人）

障がい \ 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚	37	46	5	1	18	1	108
聴覚・平衡	25	25	15	77	1	80	223
音声・言語	0	2	12	5			19
肢 体	180	173	221	432	316	115	1,437
内 部	481	8	107	210			806
計	723	254	360	725	335	196	2,593

（令和 5 年度末現在、資料：市社会福祉課）

■身体障がい者の施設入所状況（単位：人）

施設名 \ 年度	山形県 リハビリ センター （山形市）	すげさわ の丘 （山形市）	梓 園 （米沢市）	光生園 （舟形町）	いきいき の郷 （山形市）	南陽の里 （南陽市）	計
令和元年度	11	1	1	4	7	2	26
令和 2 年度	11	2	1	5	7	2	28
令和 3 年度	11	2	1	5	7	2	28
令和 4 年度	10	2	0	4	7	2	25
令和 5 年度	9	2	0	4	7	2	24

（各年度末現在、資料：市社会福祉課）

2 知的障がい者の状況

本市の令和 5 年度末の療育手帳所持者数は 4 7 2 人で、増加傾向にあり、市の総人口に占める割合は 0. 8 % となっています。この内、1 8 歳未満（障がい児）は 1 0 5 人（2 2. 2 %）、1 8 歳以上（障がい者）は 3 6 7 人（7 7. 8 %）となっています。

また、療育手帳 A（重度）所持者は 1 4 5 人（3 0. 7 %）、療育手帳 B（中・軽度）所持者は 3 2 7 人（6 9. 3 %）となっています。

■療育手帳所持者数

(単位：人)

年度	区分	A	B	計	合計
令和元年度	18歳未満	27	70	97	418
	18歳以上	105	216	321	
令和2年度	18歳未満	27	70	97	424
	18歳以上	109	218	327	
令和3年度	18歳未満	28	69	97	439
	18歳以上	111	231	342	
令和4年度	18歳未満	30	72	102	455
	18歳以上	114	239	353	
令和5年度	18歳未満	30	75	105	472
	18歳以上	115	252	367	

(各年度末現在、資料：市社会福祉課)

■知的障がい者の施設利用状況

(単位：人)

施設名 年度	入所施設													居宅支援					
	松風園 （米沢市）	栄光園 （米沢市）	水明園 （大石田町）	新生園 （尾花沢市）	希望ヶ丘ひめゆり寮 （川西町）	希望ヶ丘しらさぎ寮 （川西町）	希望ヶ丘まつのみ寮 （川西町）	希望ヶ丘しおり （川西町）	清流園 （戸沢村）	らふらんす大江 （大江町）	山形育成園 （上山市）	向陽園 （山形市）	慈丘園 （鶴岡市）	計	居宅介護	生活介護	短期入所	グループホーム	計
令和元年度	2	2	1	3	1	3	4	4	6	2	8	3	0	39	19	91	47	31	188
令和2年度	2	2	1	3	1	2	3	4	5	2	8	3	0	36	19	89	46	31	185
令和3年度	2	2	1	3	1	2	3	5	5	2	8	3	0	37	21	96	46	28	191
令和4年度	1	1	1	3	1	3	3	4	5	2	8	3	1	36	21	91	46	31	189
令和5年度	1	1	1	3	2	3	3	3	5	2	8	3	1	36	18	92	41	30	181

(各年度末現在、資料：市社会福祉課)

3 精神障がい者の状況

本市の令和5年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は343人で増加傾向にあり、市の総人口に占める割合は0.6%となっています。

手帳の等級別では、2級（中度）が最も多く、次いで3級（軽度）、1級（重度）の順となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は694人で、市の総人口に占める割合は1.1%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

年度 \ 等級	1 級	2 級	3 級	計
令和元年度	61	141	97	299
令和2年度	61	142	107	310
令和3年度	61	149	122	332
令和4年度	59	159	122	340
令和5年度	50	168	125	343

(各年度末現在、資料：市社会福祉課)

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数（単位：人）

年度	人数
令和元年度	611
令和2年度	639
令和3年度	650
令和4年度	656
令和5年度	694

(各年度末現在、資料：市社会福祉課)

4 医療的ケア児の状況

身体障がいや知的障がいの有無にかかわらず、日常生活及び社会生活を送るために恒常的に医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）は、医療の進歩とともに増加傾向がみられます。

■医療的ケア児数

(単位：人)

年度	人数
令和2年度	7
令和3年度	7
令和4年度	8
令和5年度	9
令和6年度	13

(各年度8月末現在、資料：市社会福祉課)

※表中の人数は、障がい児福祉サービス利用や医療機関からの情報提供により医療的ケアが必要と確認できた人数であり、入院中の児童等については把握できていない。

5 雇用・就業の状況

令和8年6月までの障がい者の法定雇用率は、民間企業が2.5%、国や地方公共団体が2.8%となっています。

令和6年6月1日現在、ハローワークやまがた管内の障がい者雇用率は、民間企業では2.37%で、前年の2.31%を0.06ポイント上回り、過去最高となっています。

第3章 施策

第1 地域における生活への支援

1 自立した生活を支える支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族のための相談窓口である相談支援事業所への相談件数は、年々増加しています。障がい福祉サービスの利用者数も増加しており、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

本プランの策定にあたり、令和5年9月から10月にかけて実施した障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握するためのアンケート結果では、「自分の健康や体力に自信がない」、「将来にわたる生活の場（住居や施設）があるか」、「家族などの介助者の健康状態が不安」といった回答が多く見られました。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携を図りながら在宅サービス等を充実し、地域への移行支援が必要です。また、自分や家族の健康状態への不安だけでなく、「親亡き後」の生活保障についても、多くの市民が懸念を抱えていることが明らかになりました。

【施策の内容】

（1）相談支援体制の充実

- ア 相談支援事業所などの関係機関や家族と連携し、ニーズの把握に努め、福祉サービスの利用を支援します。重層的支援体制整備事業を積極的に活用し、障がい分野以外の職員とも連携して、チームで支援します。
- イ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、24時間の連絡体制や緊急時の受け入れ体制を構築する「地域生活支援拠点等」の整備に努めます。
- ウ 相談支援専門員の増員や新規の相談支援事業所の開設を支援し、「基幹相談支援センター」の設置に向けた取り組みを推進します。
- エ 自立支援協議会や福祉サービス事業所の連絡会等の開催により、関係機関との連携を強化するとともに、適切なサービス提供体制の充実を図ります。
- オ 障がいのある人とその介助者の高齢化などに対応するため、介護分野との連携を図ります。また、介護保険第2号被保険者で特定疾病の該当者や65歳以上の障がいのある人に対して、安心して介護保険サービスへ移行できるよう支

援します。

カ 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員や民生委員・児童委員など、身近に相談できる体制の強化に努めます。

（２）在宅サービス等の充実

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）によるヘルパーの利用を支援します。

イ 介護者等の負担軽減を図るため、短期入所の活用や生活介護の利用を支援します。

ウ 身体機能を補う装具の購入費用を助成します。山形県身体障がい者更生相談所の専門職員と連携を深めます。補装具業者の業者登録を進め、制度の利便性を高めます。

（３）地域生活支援事業の推進

ア 関係機関と連携し、障がい状況に応じた移動支援の利用を支援します。

イ 日常生活用具の給付により、生活上の不便さの解消、軽減を進めます。

ウ タクシー利用助成事業や給油費助成事業の利用促進を図り、障がいのある人の社会活動を支援します。

エ 自立支援訓練事業や生活訓練等事業の制度周知を図り、生活の場や日中活動の選択肢を増やします。

（４）精神障がい者等の地域移行・定着支援体制の構築

ア 村山地域精神障がい者地域移行・定着推進会議に参画し、地域移行・地域定着に係る実践報告や意見交換をとおして、関係機関との連携を強化します。

イ 精神障がいのある人だけでなく、精神保健に課題を抱える人に対しても、個々人の心身の状態、生活環境等に応じた適切な支援体制の構築を図ります。

ウ 保健所や精神保健福祉センター、精神科医療機関、訪問看護事業者等と連携し、重層的な支援体制の構築を図ります。

エ 精神科病院の入院患者の退院調整に参加し、在宅生活への移行へ向けた訪問系サービスの調整や共同生活援助（以下「グループホーム」という。）の体験利用を推進し、退院後の生活環境の整備に努めます。

（５）グループホームへの入居支援の推進

ア 障がいのある人の意思決定を尊重し、生活の場の選択肢の一つとしてグループホームの情報提供を行います。

イ グループホームの開設を検討する法人に対し、本市の現状やニーズに関する情報を提供し、市内におけるグループホームの新規開設を支援します。

（６）施設入所者等の地域生活への移行支援の推進

ア 障がいのある人の意思決定を尊重し、障がい者支援施設等の入所者が地域生活への移行を希望する場合は、サービス調整を支援します。

２ 保健・医療サービスの充実

【 現状と課題 】

障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療、健康づくりの推進のため、予防・健(検)診などの相談しやすい体制づくりが重要です。医療機関等と連携し、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに合わせた保健・医療サービスの提供の充実を図り、市民が健康で心豊かな暮らしができるよう取り組む必要があります。

また、医療的ケア児・者が、身近な地域で必要な支援を受けられる体制が求められています。保健、医療、保育、障がい福祉等の関係機関が連携を図り、総合的な支援体制の構築が重要です。

【 施策の内容 】

（１）保健・医療サービスの充実

ア 疾病の早期発見・早期治療を推進するため、医療機関との連携により、健康診査等の充実を図ります。

イ 生活習慣病予防について広く周知し、健康づくり事業の推進を図ります。

ウ 医療機関、訪問看護、サービス事業所と連携し、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションが受けられる体制づくりを推進します。

エ 自立支援医療制度の情報提供・給付を行い、利用者の医療費の負担軽減を図ります。

オ 障がい分野にとどまることなく、介護分野とも連携し、障がいのある人が必要とするサービスの情報提供の充実に努めます。

（２）心の健康づくりの推進

ア うつ病等の早期発見・早期受診に繋がるよう、健康相談の充実を図ります。

イ 心の病気や心の健康づくりに関する理解を深めるため、市民を対象とした講演会等の開催を継続します。

ウ ストレス度や落込み度をチェックして、悩みに応じた相談窓口を紹介している「こころの体温計」を継続し、心の健康への意識向上を図ります。

エ 医師会や保健所等と情報の共有化や連携の強化を図り、心の健康づくりの普

及啓発を図ります。

オ 地域活動支援センターを活用し、精神障がいのある人等の日中活動の場の確保に努めます。

カ 自立支援医療制度（精神通院医療）の情報提供・給付を行い、利用者の医療費の負担軽減を図ります。

（３）医療的ケア児・者の支援体制の強化

ア 適切なサービスの提供に向けて、医療的ケア児・者の日常生活の課題の共有が図れるよう、医療機関等との連携体制を強化します。

イ 医療的ケア児・者の家族のレスパイト（休息）のため、短期入所や訪問入浴などの地域生活支援事業等のサービスに関する情報提供の充実を図ります。

ウ 保育、障がい、介護、医療分野等の関係機関が連携し、医療的ケア児・者のニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、協議の場を設けます。

エ 障害者手帳や日常生活での介護の必要性を支給基準とする各種手当等の支援制度に係る情報提供を行います。

オ 特別支援学校に通う医療的ケア児に対して、訪問看護事業所との連携を強化し、特別支援学校通学支援事業の充実を図ります。

３ 療育・教育体制の充実

【現状と課題】

近年、少子化が進行する一方で、配慮が必要な児童・生徒は年々増加しています。地域の障がい児支援の中核である児童発達支援センターを拠点とし、市内の障がい児通所支援事業所等や保育所、学校等の関係機関が連携し、地域全体での障がい児支援が必要です。

小中学校においては、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶことができるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の充実が求められています。

さまざまな障がいのある子どものライフステージに応じて、切れ目なく、誰一人取り残すことなく、必要な支援を受けることができるよう体制の構築が重要です。

【施策の内容】

（１）早期発見・早期療育体制の整備

- ア 幼児から中学生までを対象に、発達に関する気がかりなことや集団生活で困っていることへの相談に対し、公認心理師や保健師、発達支援専門員等が応じるほか、関係機関と連携して支援の充実を図ります。
- イ 保育施設等への訪問を通じて関係機関が連携し、就学に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。
- ウ 発達に関し、就学前に山形県立こども医療療育センターを受診する際は職員が同行し、受診後の支援につなぎます。
- エ 一人ひとりの障がいの特性に合わせた療育を受けられる場や、保護者や児童・生徒自身の悩みや不安の相談の場として、障がい児通所事業所等の利用を促進します。

（２）児童発達支援センターの充実

- ア 児童発達支援センターを中心とし、関係機関の情報共有の場を設け、連携体制を構築し、地域全体で障がい児に必要な療育の支援強化を図ります。
- イ 児童発達支援センターを利用する保護者同士のつながりの場となるよう、ピアサポートの提供の充実を図ります。

（３）特別支援教育の充実

- ア 市教育支援委員会において、一人ひとりの発達状況に応じた支援体制の充実を図ります。
- イ 障がいのある子どもとない子どもが、ともに学ぶことができるよう交流学习の充実を図ります。
- ウ 特別支援教育コーディネーターを中心とし、教職員の特別支援教育に対する理解を促進し、支援を必要とする子どもと、その保護者に対する就学に関する相談及び情報提供等を行います。
- エ 特別支援教育体制の充実に向けた研修を実施します。
- オ 市内への特別支援学校の誘致に努めます。

（４）切れ目のない支援の充実

- ア １歳６か月健診や３歳児健診、５歳児健診、就学時健診等で支援が必要と診断された場合、児童発達支援センター等の療育につなぐ支援体制の充実を図ります。
- イ 障がいの種別やライフステージに応じ、制度間の移行支援や複数制度の利用を総合的に進めることができるよう、障がい児相談支援事業所と連携し情報提供を行います。
- ウ さまざまな特性に対応できるよう、障がい児通所事業所等と情報を共有し、社会資源の状況把握に努めます。

第2 社会参加と自立への支援

1 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障がいのある人の就労意欲は高く、福祉的就労にとらわれない多様な就業機会の確保が求められています。令和8年6月までの障がい者の法定雇用率は、民間企業が2.5%、国や地方公共団体が2.8%となっています。障がい者の法定雇用率は令和8年7月以降、さらに引き上げられることから、障がい者雇用の拡大が重要となります。

アンケートの結果、何らかの形で就労している人は34.1%に上る一方、職場での人間関係に対する不安や、勤務時間・日数への配慮を求める回答が多くありました。障がいのある人の就労は、就職前から職場に定着するまで、一貫した支援が必要です。

【施策の内容】

（1）障がい者雇用の拡大

ア 山形労働局との雇用対策協定（平成28年2月締結）に基づき、雇用対策の取り組みを強化し、本市の雇用に関する課題の把握と就労支援に努めます。

イ ハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の一般企業への就職を支援します。

（2）障がい者の就労定着支援

ア 一般企業へ就職した障がいのある人が離職することなく長期的に勤務できるよう、就労定着支援等の利用を推進します。

イ 障がいのある休職者が復職を希望する場合や、労働時間の延長を希望する場合に利用することができる短期間の障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）の周知を図り、就労の定着を支援します。

（3）就労系障がい福祉サービスの利用促進

ア 就労系障がい福祉サービス（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）の周知と、適切な利用促進を図ります。

イ 高校を卒業する生徒及び保護者、学校、関係機関と連携し、卒業後に適切な「働く場」を選択することを支援するため、就労移行支援事業所の就労アセスメントの利用を支援します。

ウ 市内においてサービス提供の不足が見込まれる、就労継続支援A型事業所の新規開設を支援します。

エ 農業と福祉双方のニーズや情報を集約する県農福連携推進センターと連携し、農業者等と施設外就労として農作業に取り組む就労系障がい福祉サービスとのマッチングを支援します。

オ 「障害者優先調達推進法」に基づき、市が物品などを調達するときには、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めます。

（４）障害者就業・生活支援センターとの連携

ア 就労系障がい福祉サービスの利用終了後も、村山障害者就業・生活支援センターと連携し、それぞれの希望や能力に応じた働く場を選択できるように支援します。

２ スポーツ・文化・社会活動の充実

【現状と課題】

スポーツ・文化活動や生涯学習への参加は、生活を豊かにするとともに、障がいのある人となない人との相互理解を深め、障がいのある人の社会参加の促進につながります。

アンケートの結果では、外出の目的として「趣味・遊び」が23.9%、「スポーツ・運動・レクリエーション」が7.7%で、「買い物」の59.6%、「通院」の50.9%の回答と比較すると趣味や余暇活動目的での外出は少ない状況です。東京パラリンピックを契機とした、障がい者スポーツに対する関心の高まりを生かし、障がい者スポーツへの理解を深め、参加を促進していきます。

【施策の内容】

（１）スポーツ・文化活動への参加促進

ア 障がいのある人のスポーツへの参加状況を把握するとともに、福祉団体などと連携し、障がいのある人のスポーツ活動への参加を支援します。

イ スポーツイベント等に係る情報を広く発信し、障がいのある人がスポーツに参加する機会を確保するとともに、障がいのない人の障がい者スポーツに対する認知度の向上に努めます。

ウ 障がいのある人の自己表現や文化活動などの発表の場の確保に努めます。

（２）障がい者団体活動の活性化

ア 障がい者団体は、障がいのある人の自立や社会参加を促進する重要な組織です。障がいのある人や家族の参加を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援します。

イ 障害者手帳の新規取得者に障がい者団体のパンフレット等を配付するとともに、市庁舎や各福祉関係機関の窓口にも設置し、障がい者団体の周知に努めます。

（３）社会活動への参画と促進

ア 市が実施する施策や事業等への障がいのある人の参画を促進します。

イ 障がいのある人の社会参加を積極的に進めるため、移動支援や意思疎通支援などを実施し、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

ウ ホームページや市報などを通して、行事やイベントなど必要な情報を提供し、社会参加の促進につなげます。

エ 障がいに関する福祉政策について、地域いきいき講座等を活用して広報・啓発に努めます。

第3 安全・安心な環境づくりの推進

1 生活環境の整備

【現状と課題】

アンケートの結果、72.6%の方が家族と一緒に持ち家に居住しており、今後も今のままの暮らしを望んでいる方が66.0%を占めました。障がいのある人に適した住居の確保や、必要な在宅サービスが適切に利用できること、在宅で医療的ケアが適切に受けられること等、障がいのある人がそれぞれの地域で安心して生活できる住環境の整備や支援が求められています。

【施策の内容】

（1）居住環境の整備

- ア 日常生活用具給付事業による住宅改修等の利用促進を図ります。
- イ 施設入所者が地域での生活に移行できるよう、日常生活用具給付や補装具費支給を行い、在宅時の不便さが解消されるよう支援します。
- ウ 「親亡き後」に介助者が不在となる障がいのある人の地域での住まいの場として、グループホームの整備を支援します。

（2）施設等の環境整備

- ア 不特定、または多数の利用者が見込まれる施設等について、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、整備基準への適合を推奨し、障がいのある人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加できるまちづくりを進めます。

2 情報提供体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人がさまざまな活動に参加するためには、情報の十分な取得や円滑な意思疎通が必要不可欠であることから、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

アンケートの結果では、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報の提供」が33.0%を占めています。

障がいのあるなしに関わらず、同一内容の情報を同一時点において取得できるよ

うな環境が求められています。

【 施策の内容 】

（１）情報提供の充実

- ア 目の不自由な人が市政情報や生活情報を知ることができるよう、点字広報や声の広報を継続して作成します。
- イ 日常生活用具給付事業による通信装置等の給付事業を実施します。
- ウ 障がいのある人が利用しやすいデイジー図書などの電子書籍の利用について、サピエ図書館（視覚障害者情報総合ネットワーク）や端末機器等の情報提供に努めます。

（２）コミュニケーション支援の促進

- ア 聴覚に障がいのある人が、市役所の窓口で手続きや相談などを円滑にできるよう、手話通訳者を引き続き配置します。
- イ 聴覚及び音声機能に障がいのある人が手話による意思疎通を行うため、手話奉仕員を派遣します。
- ウ 手話奉仕員養成講座を継続して開催し、手話技術の普及や手話奉仕員の養成を通して、聴覚に障がいのある人への理解を深めます。
- エ 要約筆記による意思疎通支援を行います。

（３）行政情報のアクセシビリティの向上

- ア 市ホームページ等において視覚や聴覚に障がいのある人へ配慮し、障がいの特性に配慮した情報アクセシビリティの向上に努めます。

3 地域における支援体制の充実

【 現状と課題 】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域住民だけでなく、地域社会全体が障がいのある人との共生を目指し、そのための施策の充実を含むさまざまな環境の整備を図ることが重要です。

災害発生時、障がいのある人などの「避難行動要支援者」を適切に避難誘導するためには、避難支援者の確保が必要です。毎年のように豪雨・土砂災害が発生しており、支援体制の整備が急務となっています。

アンケートの結果、障がいのある人の62.8%が「一人で避難できない・わか

らない」と回答しており、76.1%が、「災害時に近所に助けてくれる人がいない・わからない」と回答しています。また、障がいの特性上、多くの方が避難所での生活に不安を感じています。

【 施策の内容 】

（１）地域福祉活動の推進

ア 地域で生活している障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、天童市社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、福祉推進員、障がい福祉サービス事業所、その他関係機関等と連携を図りながら、地域において障がいのある人を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。

（２）災害時の支援体制の確保

ア 避難行動要支援者に関する情報の収集や伝達及び避難支援等を的確に実施するため、要配慮者避難支援計画に基づき支援体制を整備するとともに、個別避難計画の作成を推進します。

イ 自主防災会や自治会、民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努めます。

ウ 災害等の情報伝達的手段として、同報系防災行政無線に加え、携帯電話への緊急速報メールやソーシャルメディアなどを活用したＩＣＴを積極的に活用します。

第4 啓発・広報の推進

1 正しい理解の促進

【現状と課題】

本市では、「天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を令和4年4月に施行しました。障がいを理由とする差別の解消に市民が一体となって取り組み、障がいのあるなしに関わらず、誰もが共生する社会の実現を目指します。

また、令和6年4月には「障害者差別解消法」の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

しかし、アンケート結果では、「差別や嫌な思いをしたことがあるか」の設問で、41.8%の人が「ある」と答えています。「共生する社会」を実現するためには、さまざまな機会をとらえた啓発・広報活動を通して、障がいについての正しい知識を広め、障がいのある人に対する理解を深めることにより、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが大切です。

【施策の内容】

（1）啓発活動の充実

ア 市報、福祉ガイド、各種パンフレット、市ホームページ、地域いきいき講座等を活用し、広報活動の充実を図ります。

イ 広報誌を発行する社会福祉協議会や福祉団体に対し、積極的に情報提供を行います。

ウ 「障害者週間」（12月3日～9日）の周知を図り、障がいのある人に対する正しい理解を深めます。

（2）差別解消の推進

ア 障がいの特性や必要な配慮等に関する理解を促進するため、「障害者差別解消法」や「天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨を市民や事業者に広く周知し、差別の解消に努めます。

イ 県が進める「心のバリアフリー推進員」の普及拡大を推進します。

ウ 県が設定している「山形県障がい者差別解消強化月間」（12月）の周知を図ります。

エ 市障がい者差別解消支援地域協議会において障がい者差別に関する相談事案の情報を共有し、協議を通じて差別解消のための取り組みを推進します。

（３）福祉教育の推進

ア 障がいのある児童・生徒について正しく理解するため、学校教育や社会教育において、障がい福祉をテーマにした体験学習や、障がいのある人との交流の機会を拡大します。

２ 権利擁護の推進

【 現状と課題 】

障がいのある人に対する虐待を防止し、権利利益を擁護するため、「障害者虐待防止法」では、国や地方公共団体、福祉サービス事業所及び企業等に対し、虐待を防止するための責務や通報義務を定めています。また、高齢化の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人が、今後ますます増加することが見込まれます。制度の周知と後見人等の受任者の確保により、制度の円滑な運用を図る必要があります。

アンケートの結果、「成年後見制度の内容を知らない」との回答が75.5%を占め、成年後見制度の普及啓発が課題となっています。

【 施策の内容 】

（１）虐待の防止

ア 「障害者虐待防止法」の周知を図り、権利侵害や虐待についての正しい理解を促進します。

イ 市高齢者及び障がい者虐待防止対策協議会において高齢者及び障がい者への虐待に関する情報交換や実態把握、分析を行います。

ウ 民生委員・児童委員や相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、地域での日ごろからの見守りにより、虐待の早期発見と早期対応に努めます。

エ 介助者に対し、適切な制度利用を周知し、行政サービスを提供することで、虐待の予防につなげます。

オ 本市に虐待通報があった際は、迅速に対応方針を判断し、必要な調査、報告、虐待認定等を行います。

（２）成年後見制度の活用の推進

ア 障がいにより判断能力が十分でない人を保護するための成年後見制度について、必要とするすべての人が本制度を利用できるよう、市長申し立てを含め、制度の普及と活用を促進します。

第4章 計画の推進・管理

1 計画の推進

障がいのあるなしに関わらず、みんなが互いに支え合うあたたかな共生社会を実現するために、地域社会を構成する市民、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立った相互連携により、総合的かつ効果的に計画を推進します。

2 計画の管理

庁内関係課等や自立支援協議会において、本計画の進捗状況を適時把握し、必要に応じて本計画の見直しを検討します。

資料編

アンケート調査結果

I 本調査報告書の基本的な事項

1 調査の目的

本調査は、第4次天童市障がい者プラン（障害者基本計画）を策定にするにあたり、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、意見などを把握し、プランの基礎資料とするために実施しました。

なお、図表中の「n」は、設問に対する回答数を示しています。

2 調査の設計

- （1）調査地域：市内全域
- （2）調査対象者：令和5年9月1日現在で障がいのある市民
- （3）抽出方法：身体障害者手帳、療育手帳及び、精神保健福祉手帳の所持者、福祉サービス利用者の中から無作為抽出
- （4）調査期間：令和5年9月19日から令和5年10月13日まで
- （5）調査方法：郵送による配布及び回収

3 回収結果

	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳	300	285	47.5%
療育手帳	140		
精神障害者保健福祉手帳	120		
福祉サービス利用者	40		
合 計	600		

アンケート設問

1 属性	問 1	性別
	問 2	年齢
	問 3	手帳の種類等
	問 4	身体障害者手帳の種別
2 日常生活	問 5	現在の住まい
	問 6	家族構成
	問 7	今後の暮らし
	問 8	困っていることや不安に思っていること
	問 9	相談相手
	問 10	地域で生活するために必要な支援
	問 11	福祉サービスに関する情報の入手先
	問 12	外出の頻度
	問 13	外出の目的
	問 14	移動手段
	問 15	外出時に不便や不安に思うこと
3 日中活動や就労	問 16	日中の過ごし方
	問 17	仕事上の不安や不満
	問 18	働く際に必要な支援
4 災害時避難	問 19	一人で避難できるか
	問 20	災害時に近所に助けてくれる人がいるか
	問 21	災害時に心配なこと
5 権利擁護	問 22	差別や嫌な思いをしたことがあるか
	問 23	差別や嫌な思いをした場所
	問 24	成年後見制度の認知度
6 福祉サービス	問 25	今後利用したいと思う福祉サービス
	問 26	介護保険サービスの利用状況
	問 27	要介護度、介護保険サービスの利用内容
7 地域社会	問 28	隣近所との付き合い
	問 29	地域における 1 年以内の活動
	問 30	これからどのような活動をしたいか
	問 31	地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと
	問 32	地域の人に支えられているか
	問 33	暮らしやすいまちづくりのために大切なこと

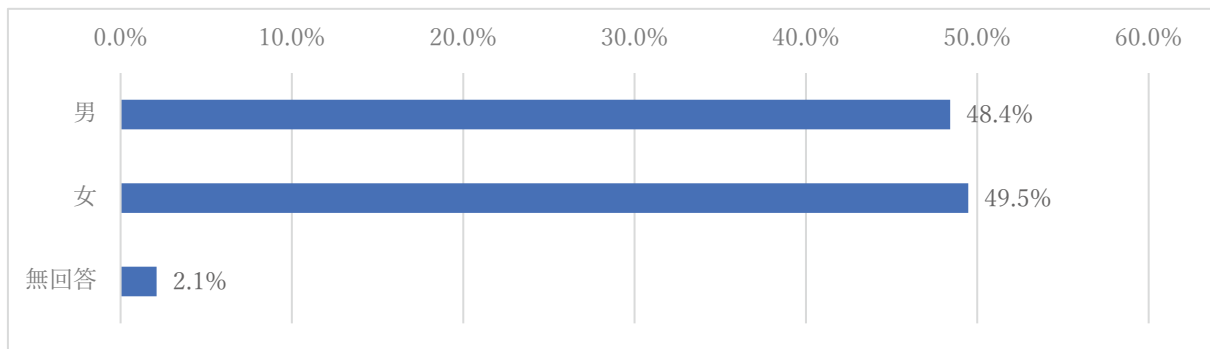
8 保育・教育	問 3 4	保育園や幼稚園、学校に通園・通学しているか
	問 3 5	通園・通学先、困っていること、進路
	問 3 6	幼稚園、保育園、学校に望むこと
9 介助者の 状況	問 3 7	おもな介助者
	問 3 8	介助者が急病、急用などで介助ができなくなった場合
	問 3 9	ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいこと

Ⅱ 調査結果

1 属性

問1 性別をおうかがいします。

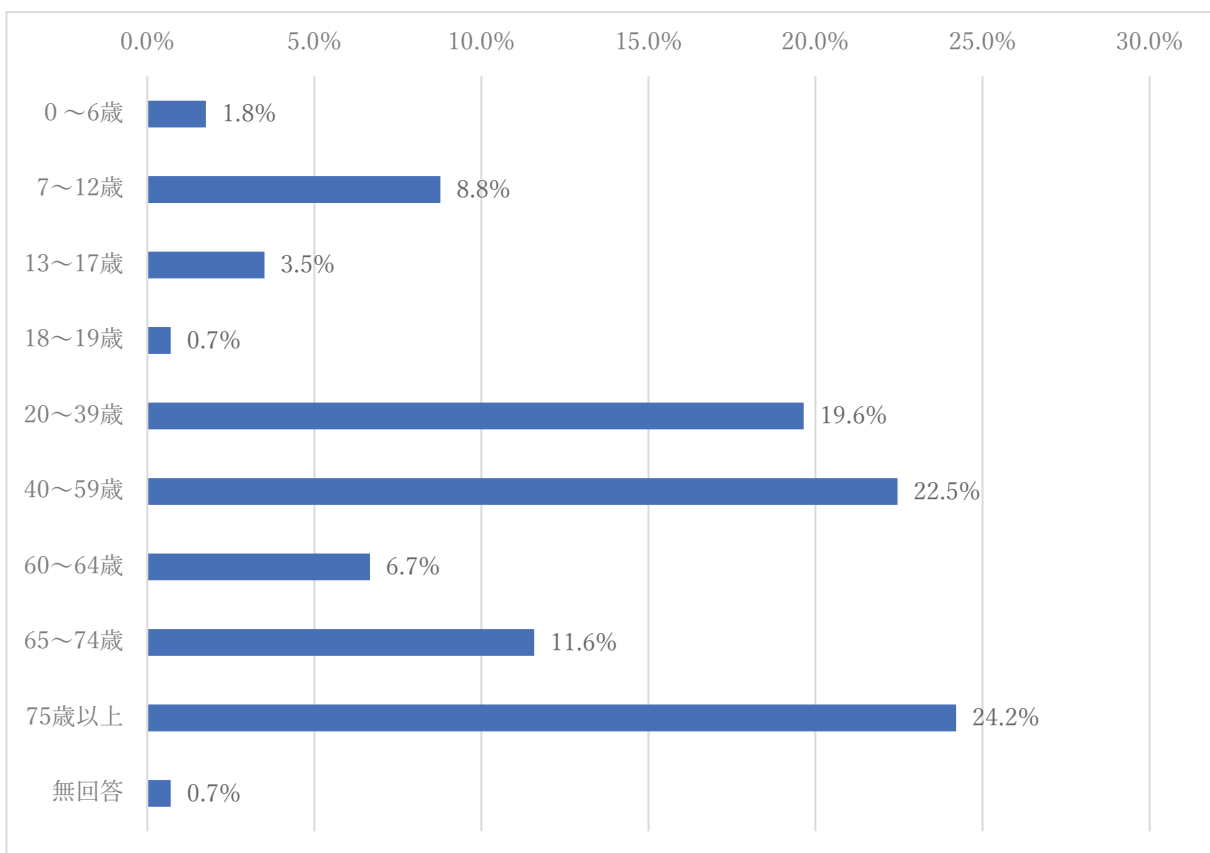
図1 性別 (n=285)



障がい者全体では男性が 48.4%、女性が 49.5%であった。

問2 年齢は何歳ですか。(令和5年9月1日現在)

図2 年齢 (n=285)



全体では、65歳以上の高齢者が 35.8%を占める。

問3 あなたの状況についてお答えください。(複数回答)

図3-1 手帳の種類 (n=285)

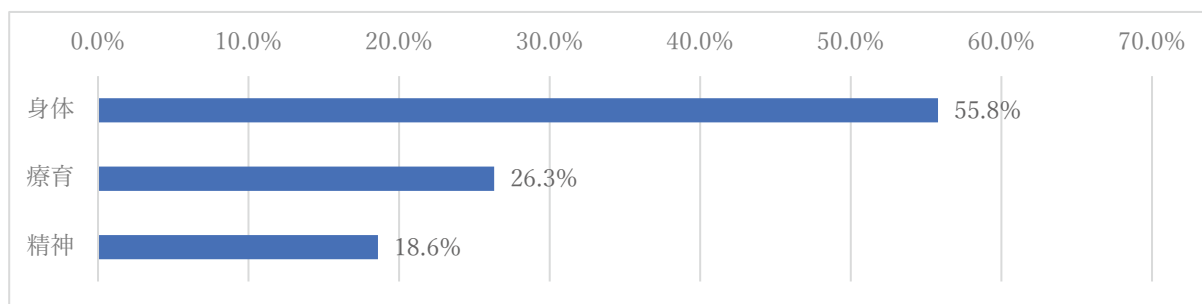


図3-2 障がい等級別〔身体〕 (n=159)

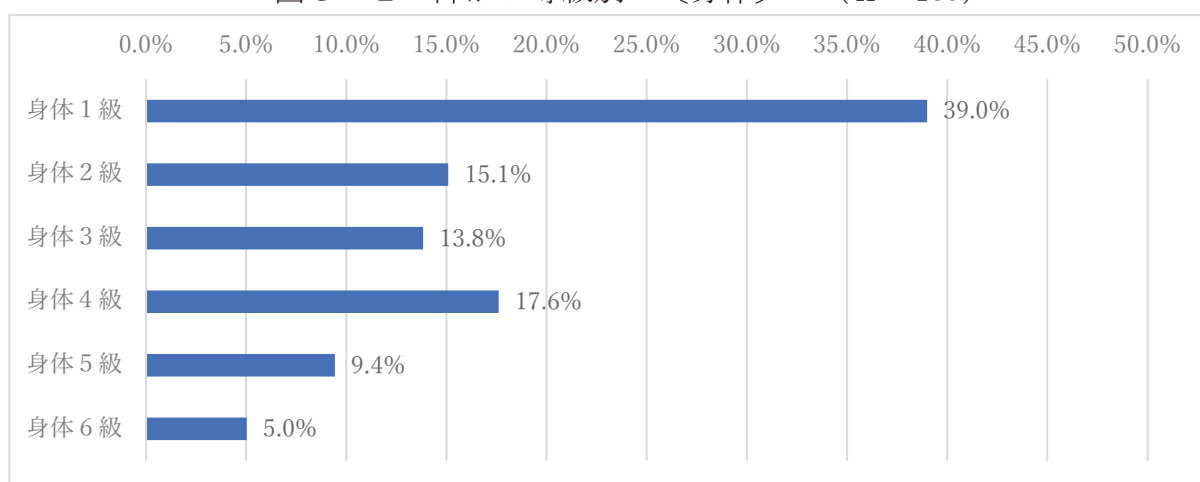


図3-3 障がい等級別〔知的〕 (n=75)

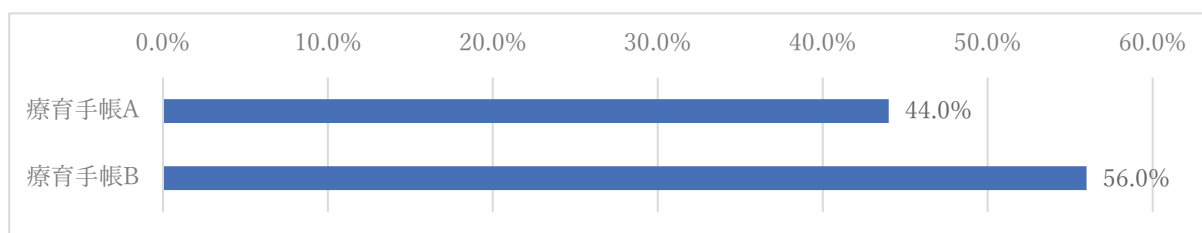
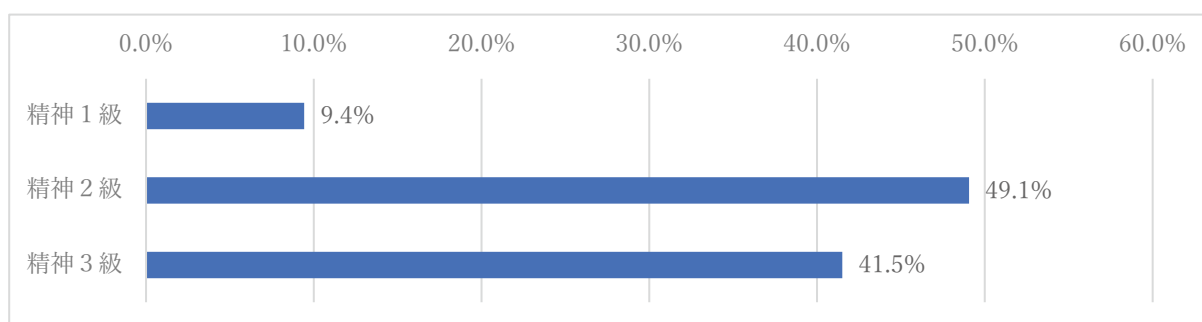


図3-4 障がい等級別〔精神〕 (n=53)



身体障がい者では、1～2級の重度障がい者が54.1%で半数以上を占める。
 知的障がい者では、Aの重度障がい者が約4割であった。
 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳2級が49.1%で約半数を占める。

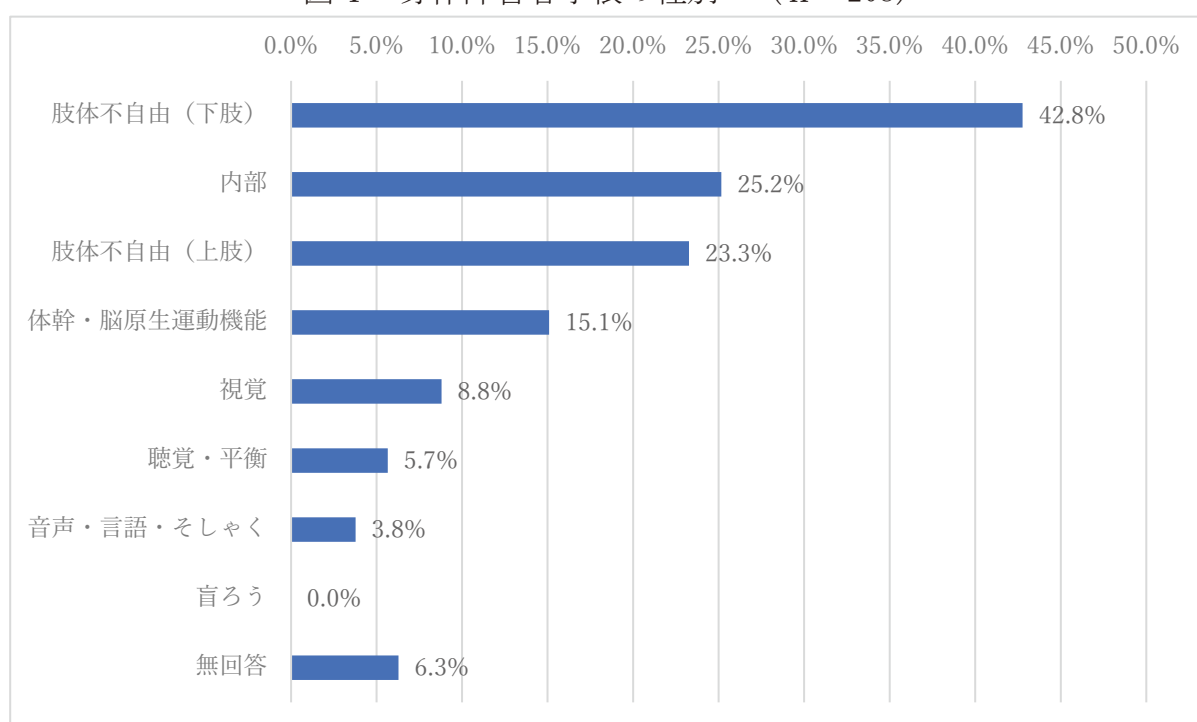
■障がい別年齢

区分	総計	0～6 歳	7～ 12歳	13～ 17歳	40～ 59歳	60～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	無回答
身体	55.8%	1.1%	2.1%	1.1%	8.1%	6.0%	10.2%	21.8%	0.0%
知的	26.3%	1.1%	4.6%	2.5%	5.6%	0.7%	0.4%	0.4%	0.4%
精神	18.6%	0.0%	0.0%	0.4%	9.5%	0.7%	0.7%	0.4%	0.0%
その他	31.6%	1.8%	6.7%	3.2%	3.9%	0.4%	1.1%	2.5%	0.0%
無回答	5.3%	0.0%	0.7%	0.0%	2.1%	0.0%	0.4%	1.8%	0.4%
合計	137.5%	3.9%	14.0%	7.0%	29.1%	7.7%	12.6%	26.7%	0.7%

※その他…発達障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア、強度行動障がい、難病

問4 障害の種別はどれにあてはまりますか。(身体障がい者のみ 複数回答)

図4 身体障害者手帳の種別 (n=208)

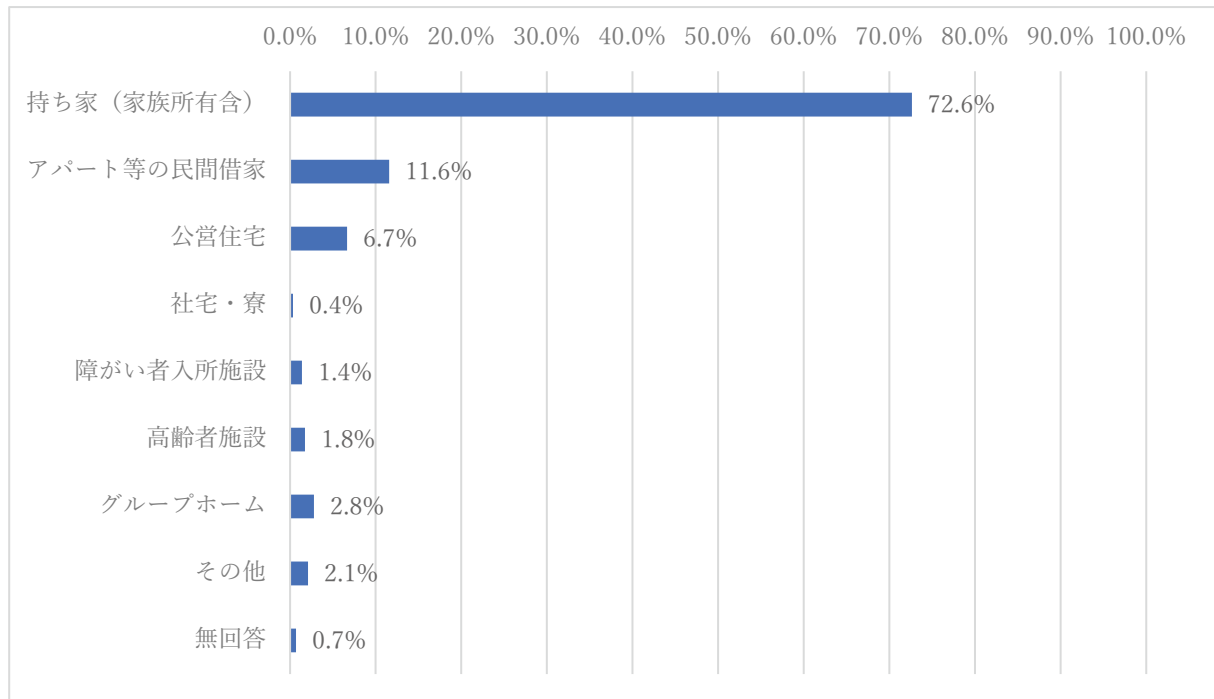


身体障がい者の障がい種別では、「肢体不自由（下肢）」が42.8%、心臓・じん臓・呼吸器などの「内部機能障害」が25.2%、「肢体不自由（上肢）」が23.3%、「体幹・脳原生運動」機能障害が15.1%であった。

2 日常生活

問5 現在のお住まい（生活の場）は、次のどれにあたりますか。

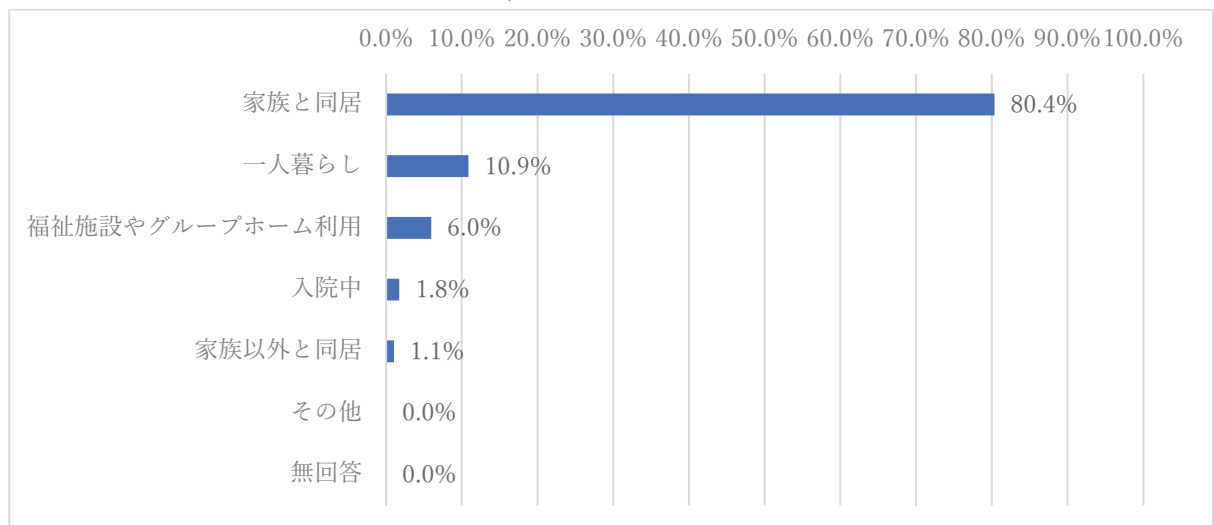
図5 現在の住まい（n=285）



「持ち家」が72.6%でおよそ7割を占め、次いで「アパート等の民間借家」が11.6%であった。

問6 いま、一緒に暮らしている人は、どなたですか。

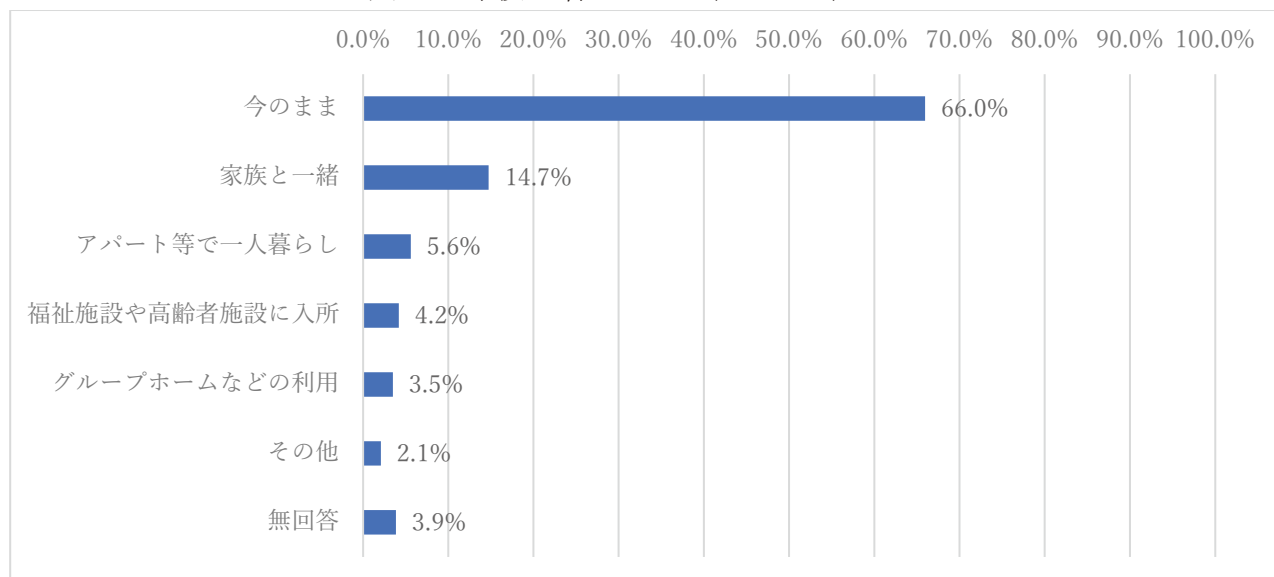
図6 家族構成（n=285）



「家族と同居」が80.4%で最も多く、次いで「1人暮らし」が10.9%であった。

問7 今後、あなたはどのように暮らしたいと思いますか。

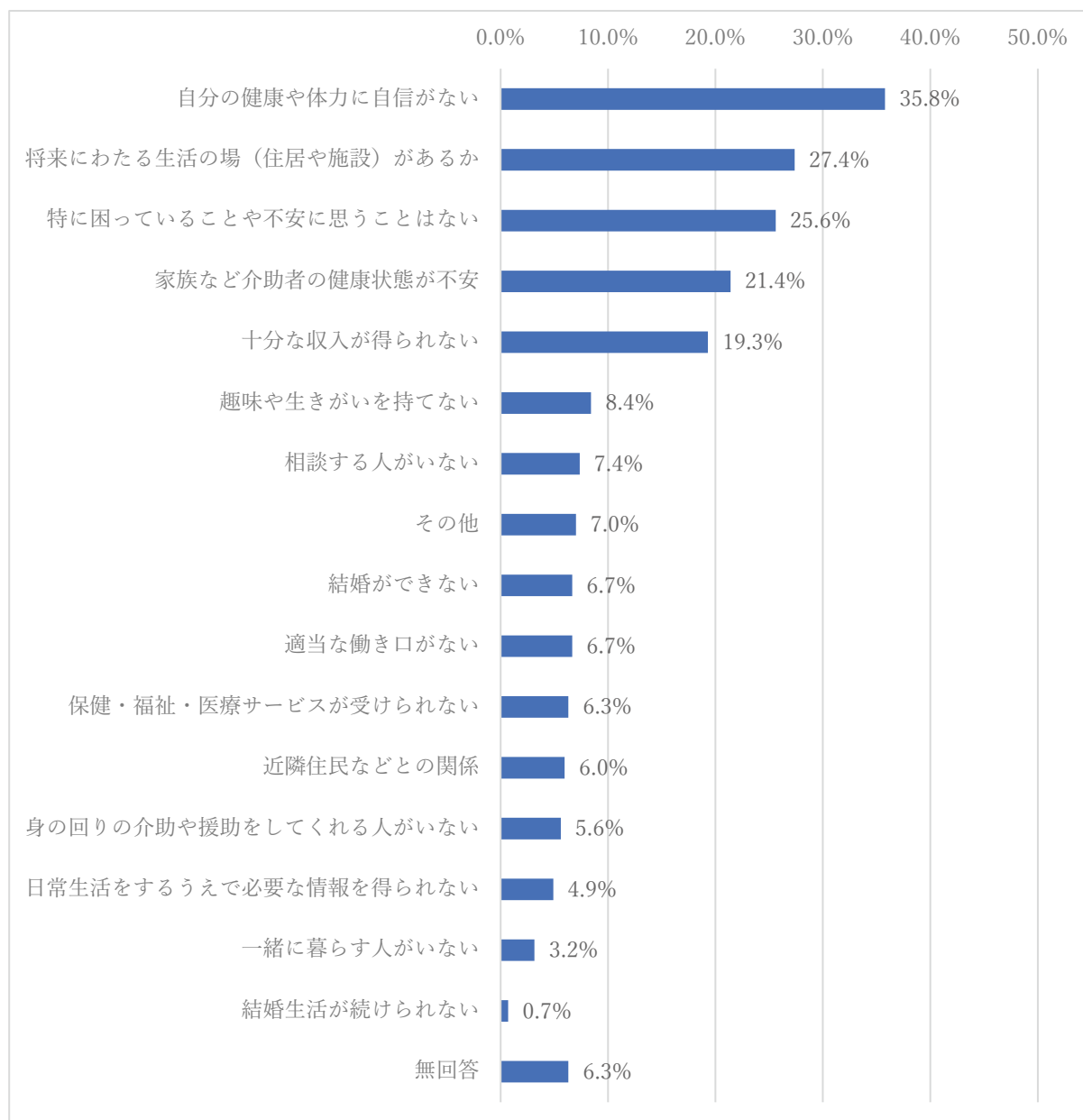
図7 今後の暮らし (n=285)



「今のまま」が66.0%で最も多く、次いで「家族と一緒に」が14.7%、「アパート等で一人暮らし」が5.6%である一方、「福祉施設や高齢者施設への入所」が4.2%や「グループホームなどの利用」が3.5%で、施設利用希望が7.7%であった。

問8 今の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。(複数回答)

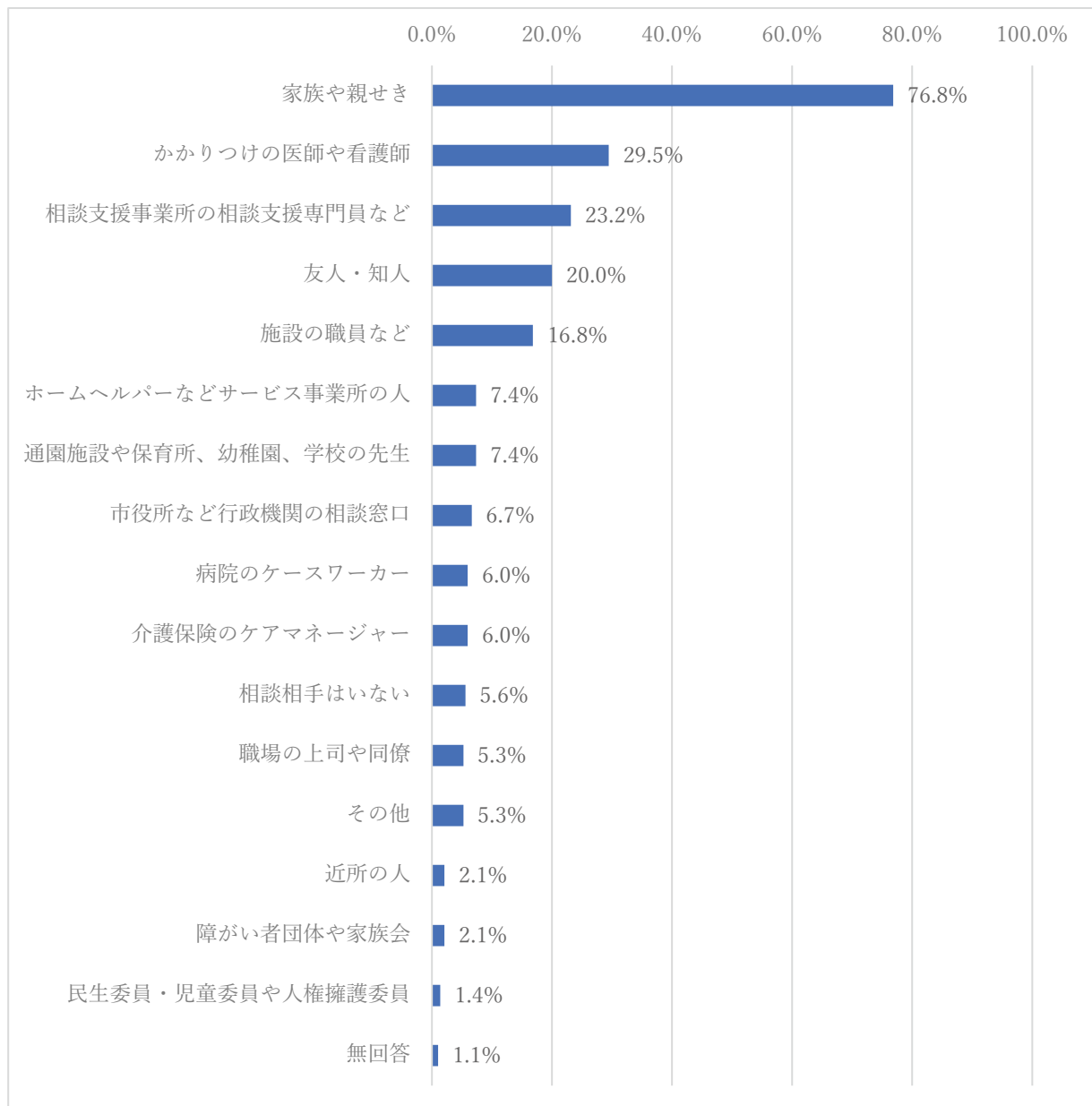
図8 困っていることや不安に思っていること (n=566)



「自分の健康や体力に自信がない」が35.8%で、健康面での不安が最も多い。また、「将来にわたる生活の場（住居や施設）があるか」が27.4%、「家族などの介助者の健康状態が不安」が21.4%、「十分な収入が得られない」が19.3%で続き、将来の生活面での不安がみられる。

問9 あなたの相談相手は誰ですか。(複数回答)

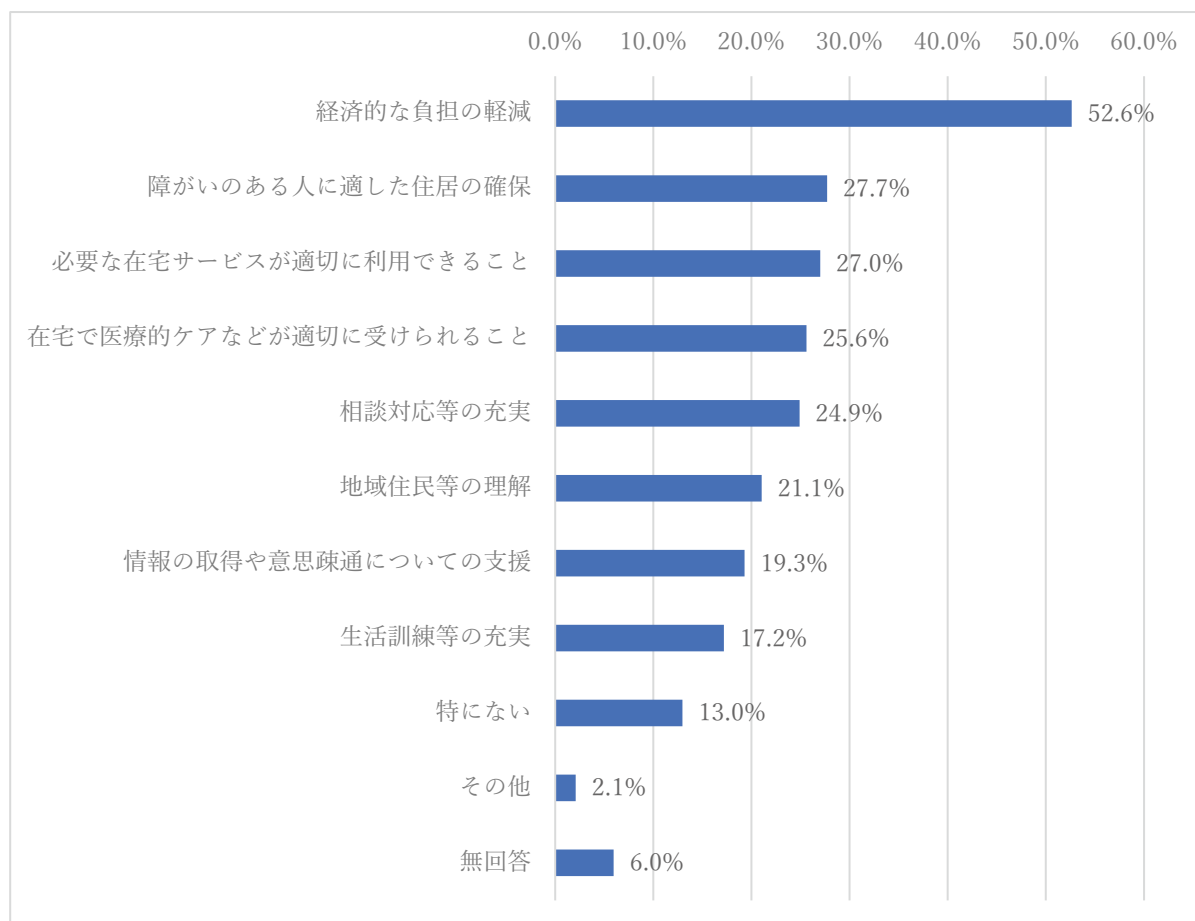
図9 相談相手 (n=634)



「家族や親せき」が76.8%で、「かかりつけの医師や看護師」が29.5%で、「相談支援事業所の相談支援専門員など」が23.2%であった。

問 10 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(複数回答)

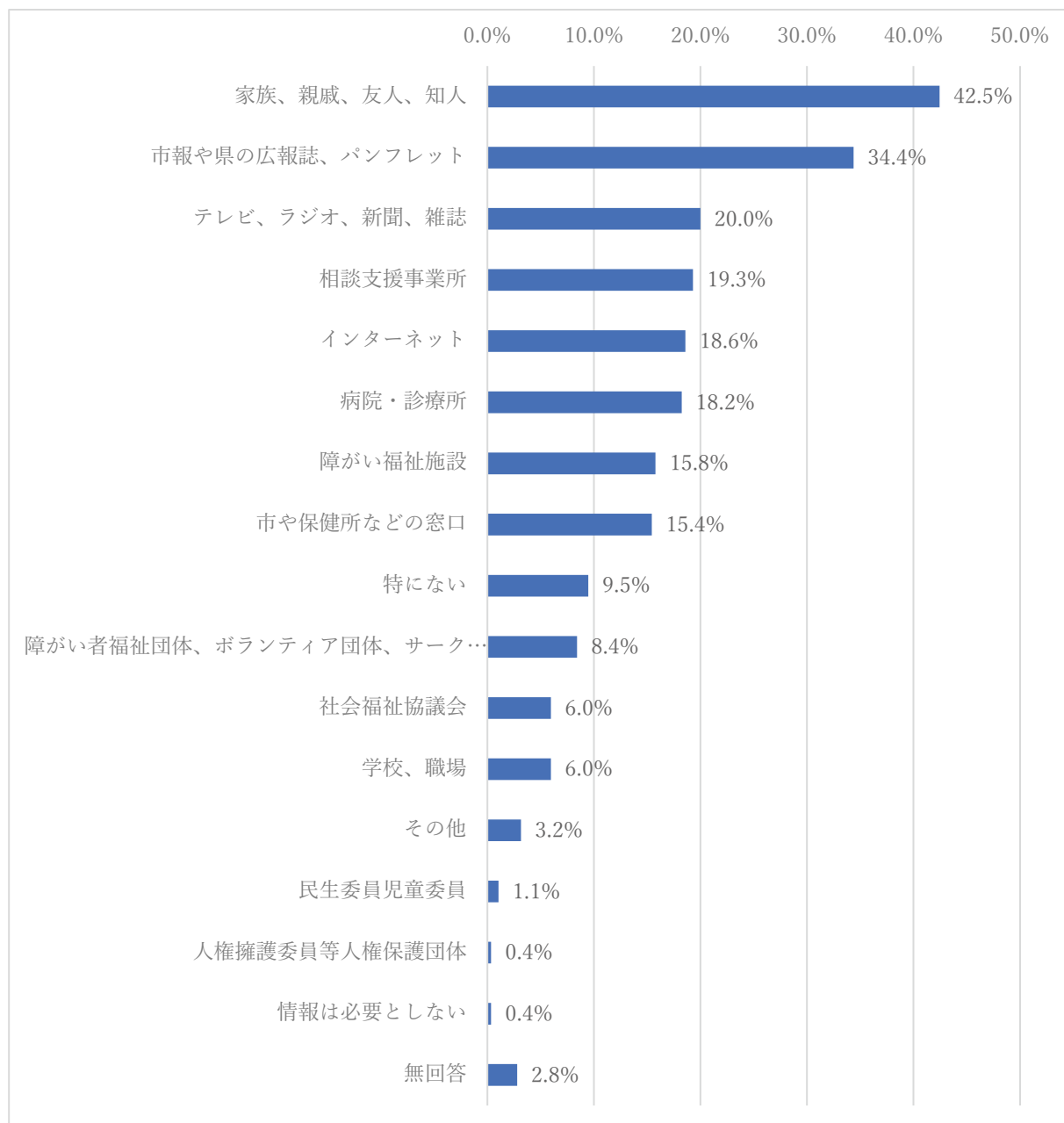
図 10 地域で生活するために必要な支援 (n=674)



「経済的な負担の軽減」が 52.6%で最も多い。「障がいのある人に適した住居の確保」が 27.7%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 27.0%、「在宅で医療的なケアなどが適切に受けられること」が 25.6%で、在宅におけるニーズが 80.3%であった。

問 1 1 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(複数回答)

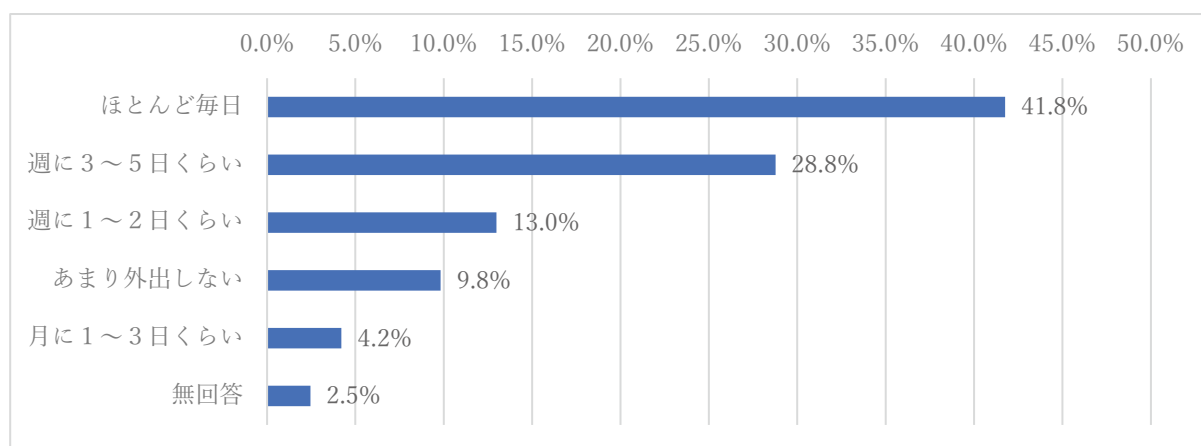
図 1 1 福祉サービス情報の入手先 (n = 632)



「家族、親戚、友人、知人」が 42.5% で最も多く、次いで「市報や県の広報誌、パンフレット」が 34.4%、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」が 20.0%、「相談支援事業所」が 19.3% で続いている。

問１２ あなたは普段、どのくらい外出していますか。

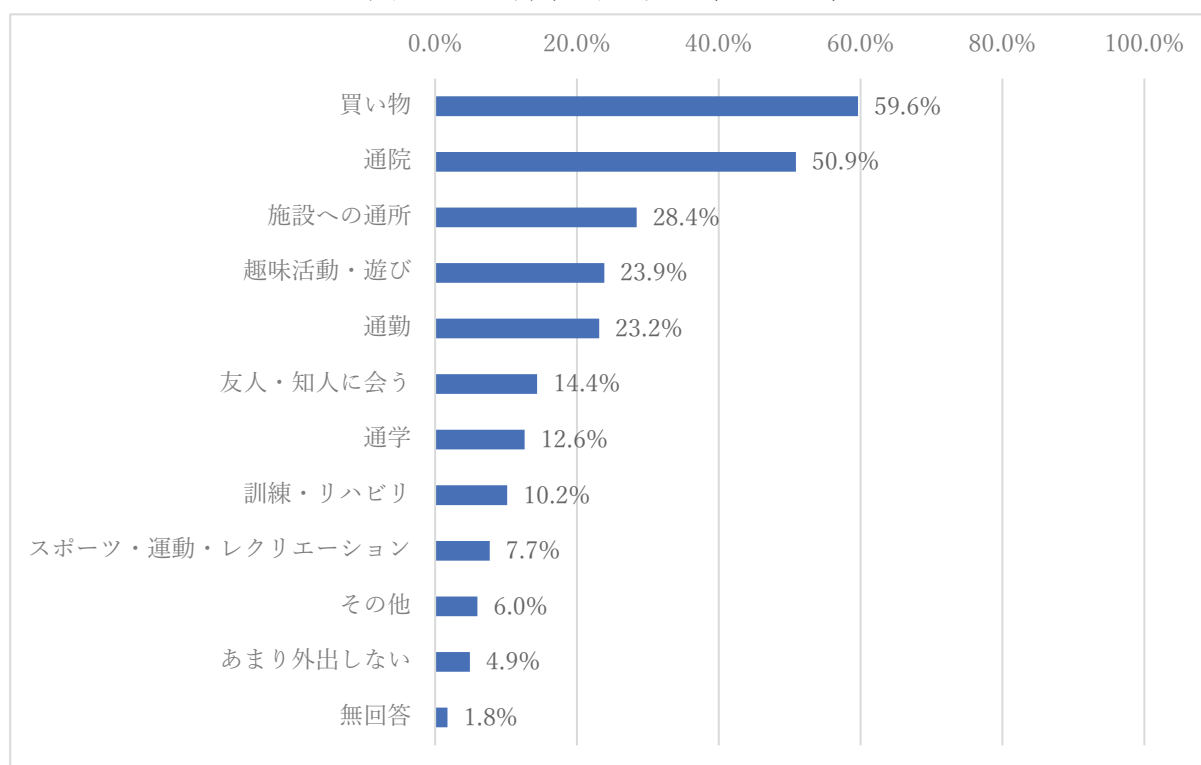
図１２ 外出の頻度 (n=285)



「ほとんど毎日」が 41.8%で最も多い。次いで「週３～５くらい」が 28.8%である。「あまり外出しない」は 9.8%であった。

問１３ あなたは普段、どのような目的で外出していますか。(複数回答)

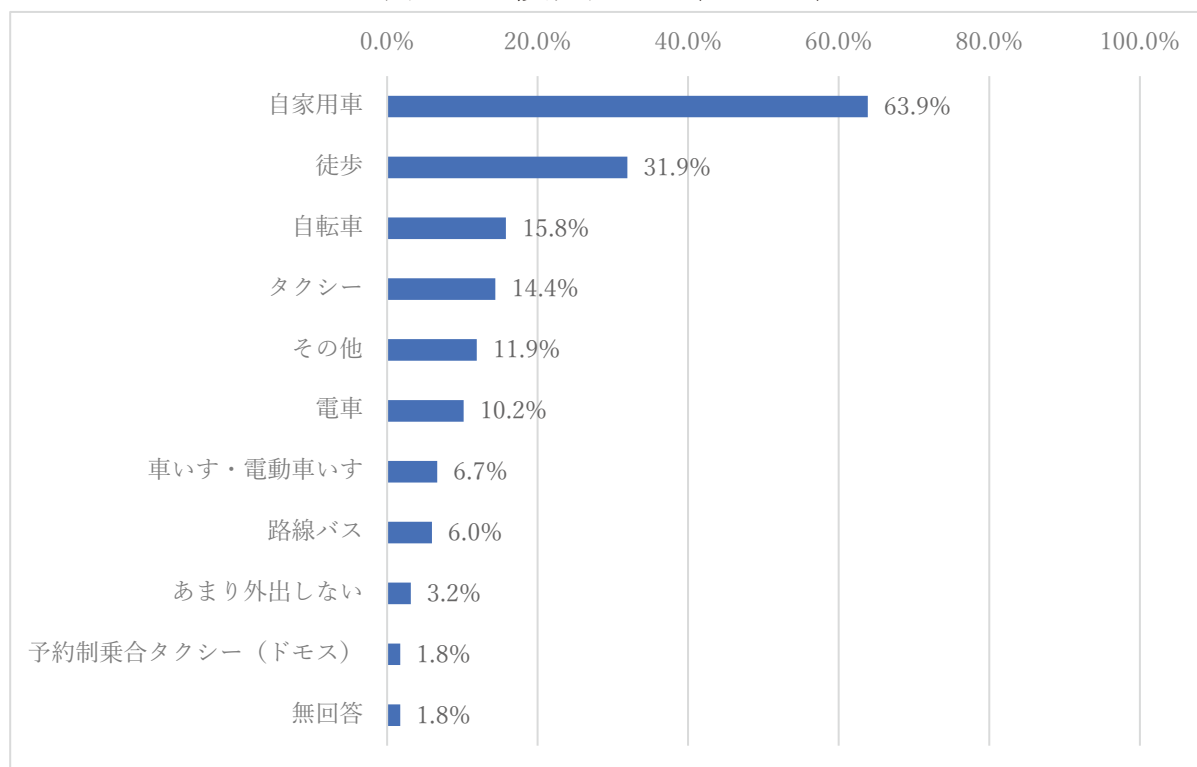
図１３ 外出の目的 (n=694)



「買い物」、「通院」、「施設への通所」、「通勤」、「通学」、「訓練・リハビリ」の生活に直結する目的は 184.9%となっており、「趣味活動・遊び」や「友人・知人に会う」、「スポーツ・運動・レクリエーション」の余暇活動目的は 46.0%であった。

問 1 4 あなたは普段、どのような移動手段を利用していますか。(複数回答)

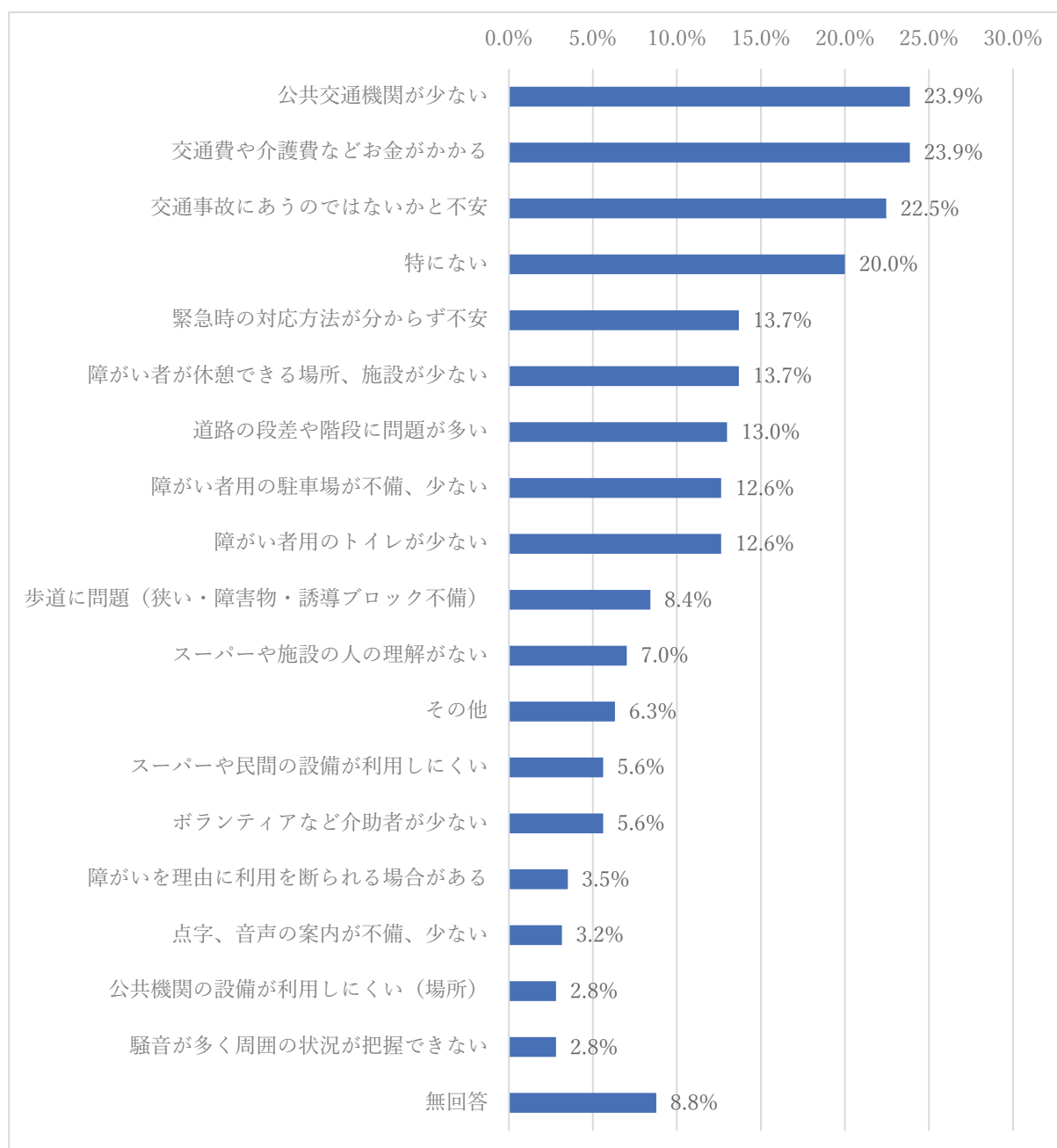
図 1 4 移動手段 (n=477)



「自家用車」が 63.9%で最も多い。次いで「徒歩」が 31.9%、「自転車」が 15.8%、「タクシー」が 14.4%で続いている。

問 1 5 外出する時、不便や不安に思うことは何ですか。(複数回答)

図 1 5 外出時に不便や不安に思うこと (n = 598)

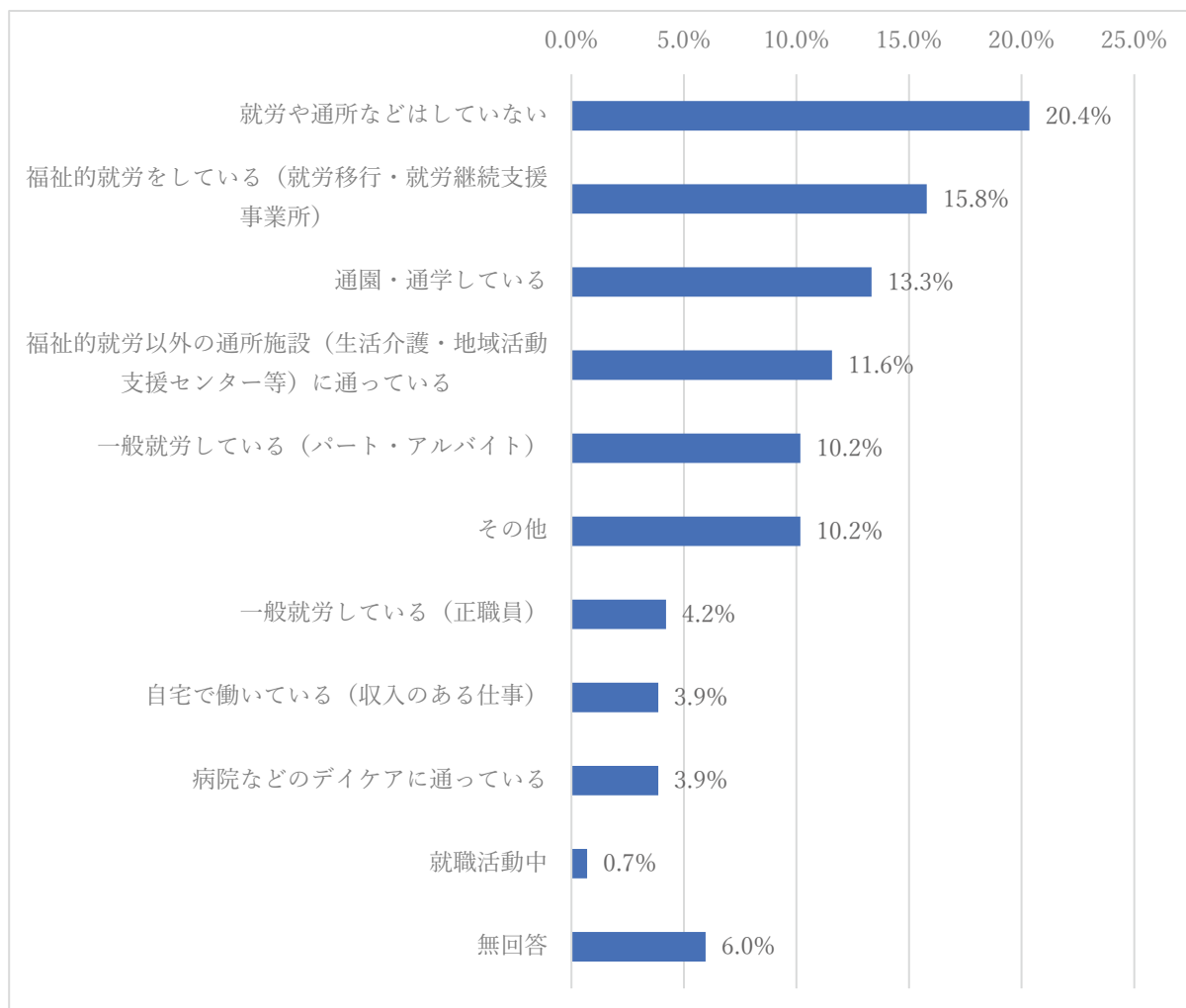


「公共交通機関が少ない」と「交通費や介護費などお金がかかる」が同率 23.9% で最も多い。次いで、「交通事故にあうのではないかと不安」が 22.5% であった。

3 日中活動や就労

問16 あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

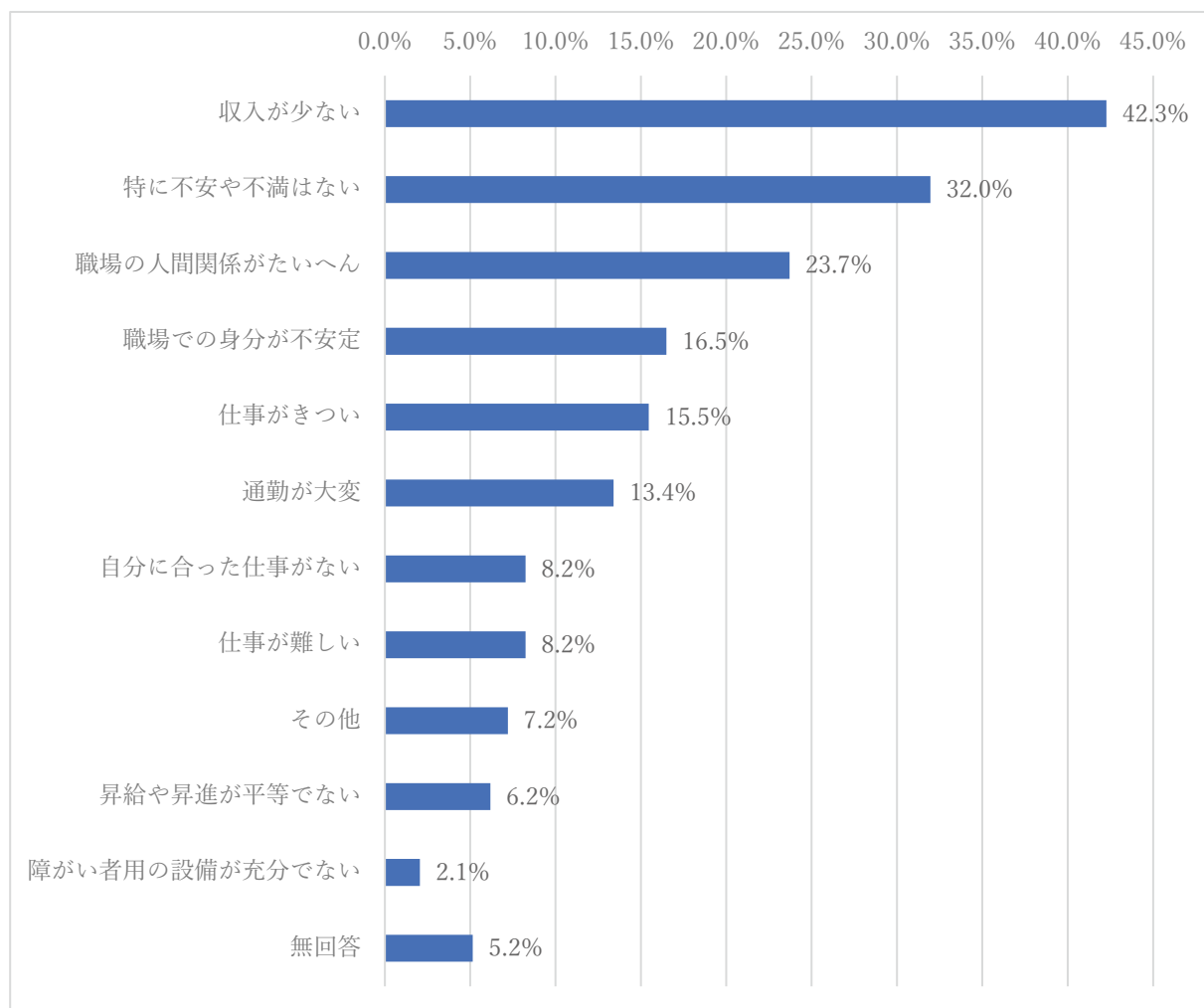
図16 日中の過ごし方 (n=285)



「就労や通所などはしていない」が20.4%で最も多い。「福祉的就労をしている（就労移行・就労継続支援事業所）」が15.8%、「一般就労している（パート・アルバイト）」が10.2%、「一般就労している（正社員）」が4.2%、「自宅で働いている（収入のある仕事）」が3.9%で、“就労している”合計が34.1%であった。

問１７ 仕事をするうえで不安や不満を感じることがありますか。（問１６で「就労している」と回答された方のみ 複数回答）

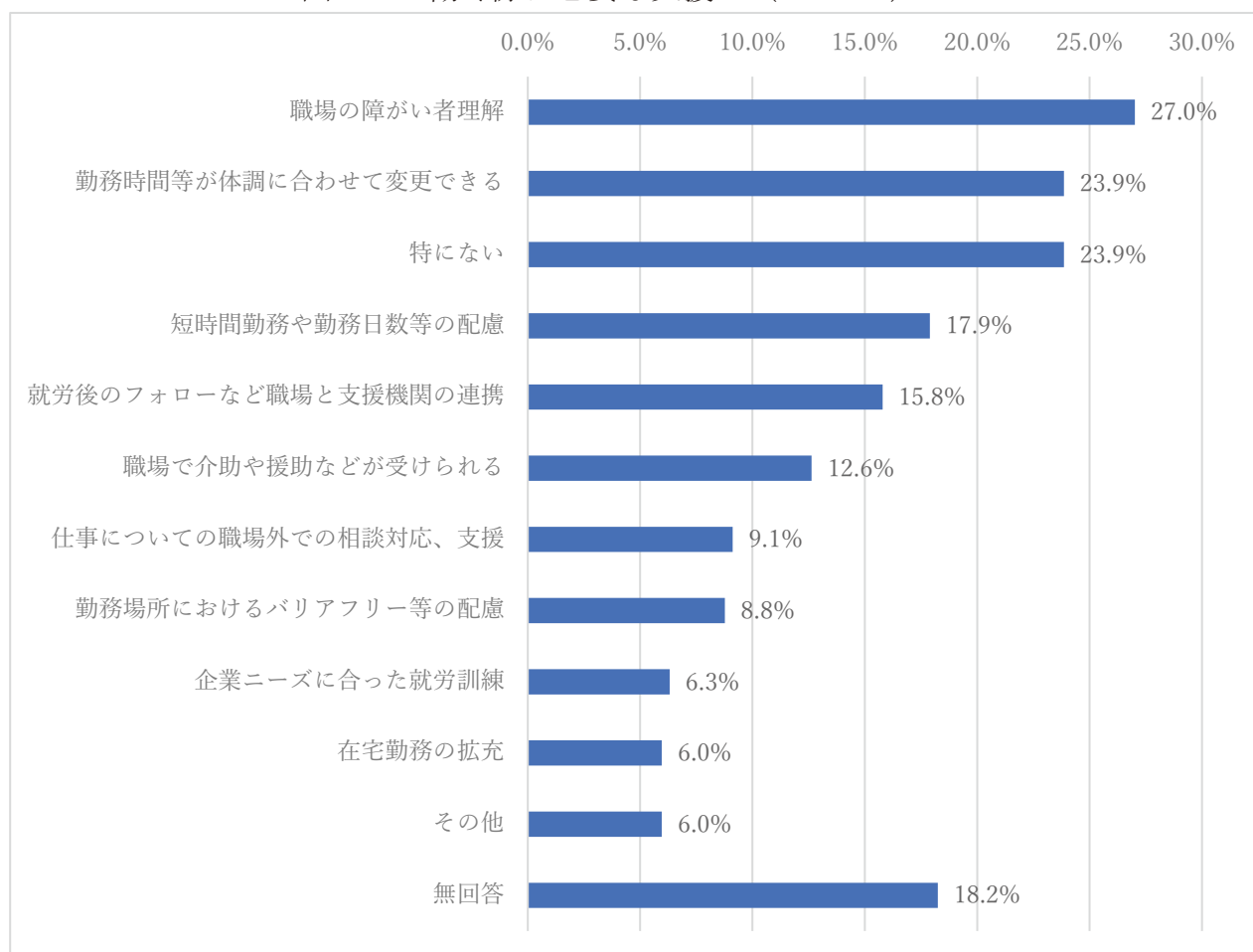
図１７ 仕事上の不安や不満 （n＝175）



「収入が少ない」が42.3%で最も多い。次いで、「特に不安や不満はない」が32.0%、「職場の人間関係がたいへん」が23.7%、「職場での身分が不安定」が16.5%で続いている。

問 18 あなたが働く際（働いていない方は今後働く場合に）、どのような支援等があったらよいと思いますか。（複数回答）

図 18 働く際に必要な支援 （n=500）

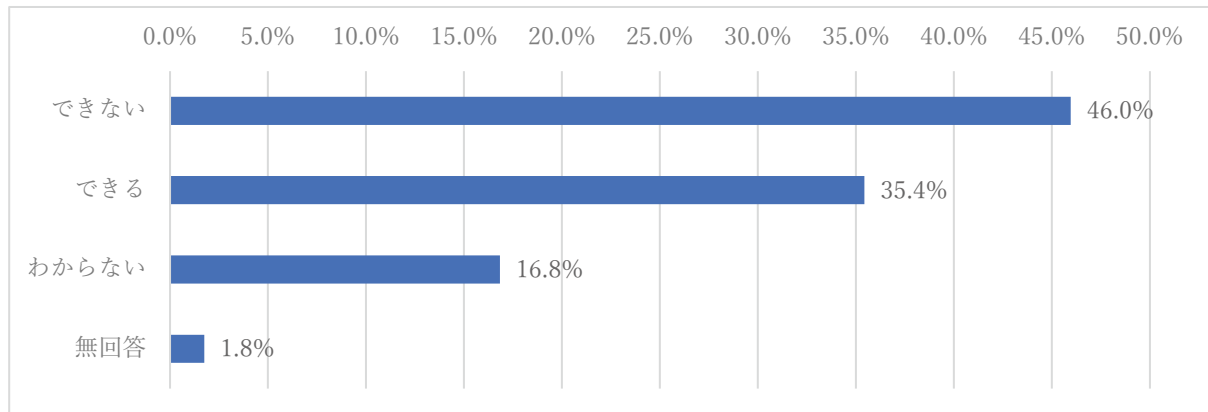


「職場の障がい者理解」が 27.0%で最も多い。次いで「勤務時間等が体調に合わせて変更できる」が 23.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 17.9%、「就職後のフォローなど職場と支援機関の連携」が 15.8%で続いている。

4 災害時避難

問 19 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

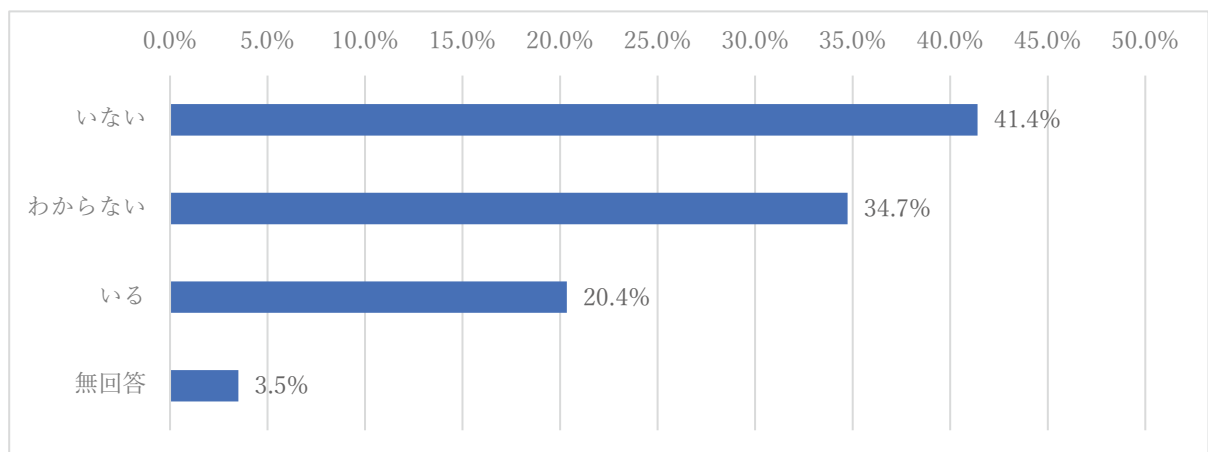
図 19 一人で避難できるか (n=285)



「できない」が46.0%で最も多く、「わからない」の16.8%と合わせると62.8%であった。

問 20 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

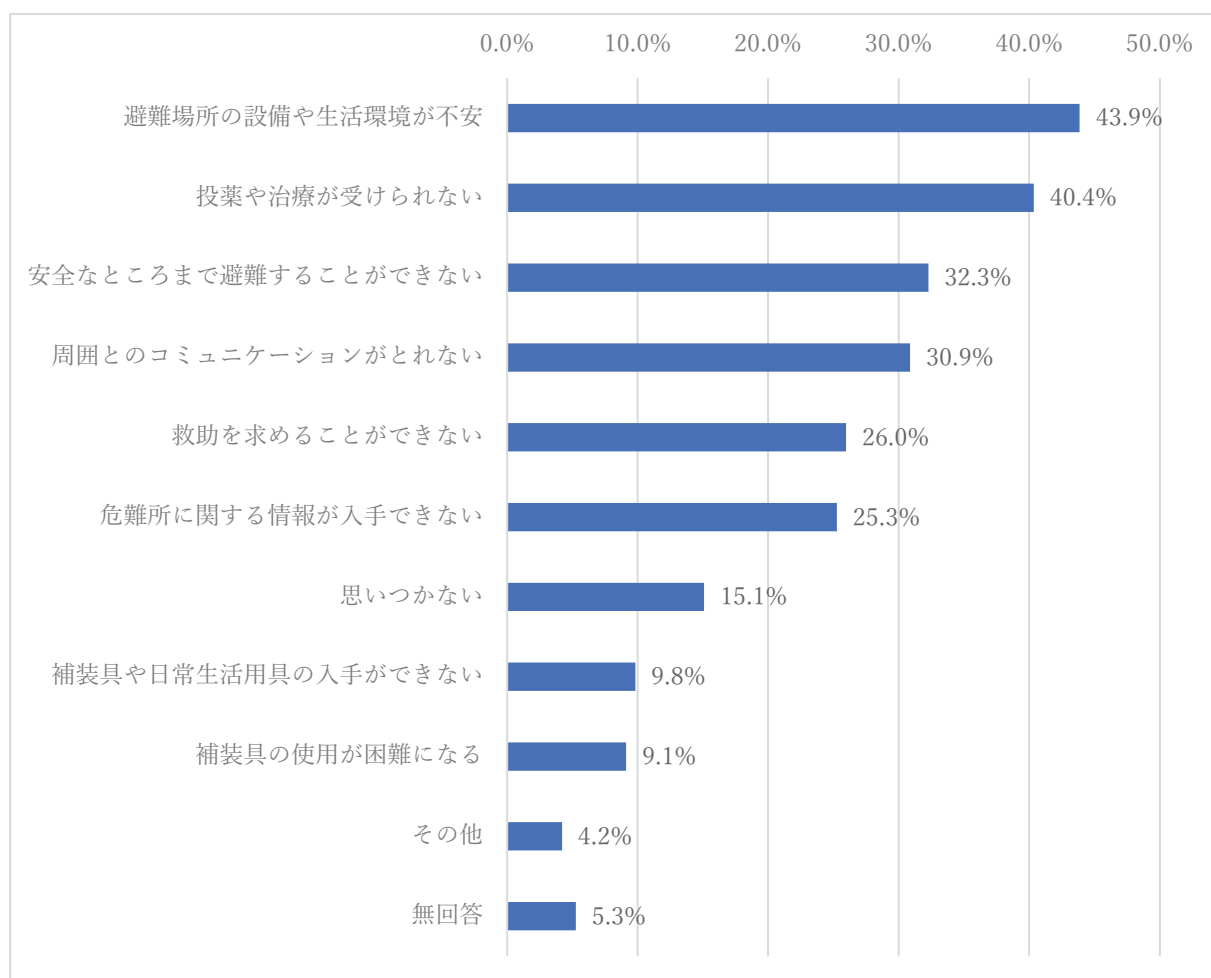
図 20 災害時に近所に助けてくれる人がいるか (n=285)



「いない」が41.4%で最も多く、「わからない」の34.7%と合わせると76.1%であった。

問 2 1 火事や地震など災害が起きた時の心配は何ですか。(複数回答)

図 2 1 災害時に心配なこと (n=690)

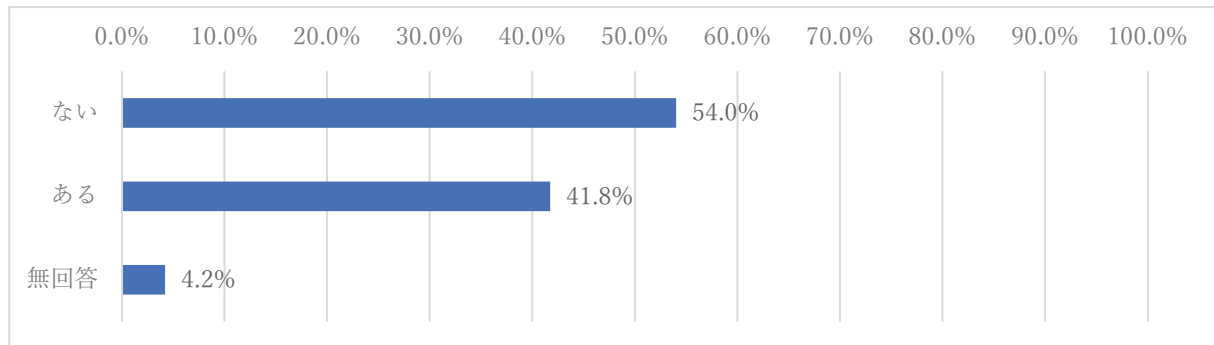


「避難場所の設備や生活環境が不安」が 43.9%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が 40.4%で、避難時や避難所での集団生活への不安が多いほか、災害時の医療体制や障がいの理解に対する不安も多くみられる。

5 権利擁護

問 2 2 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことはありますか。

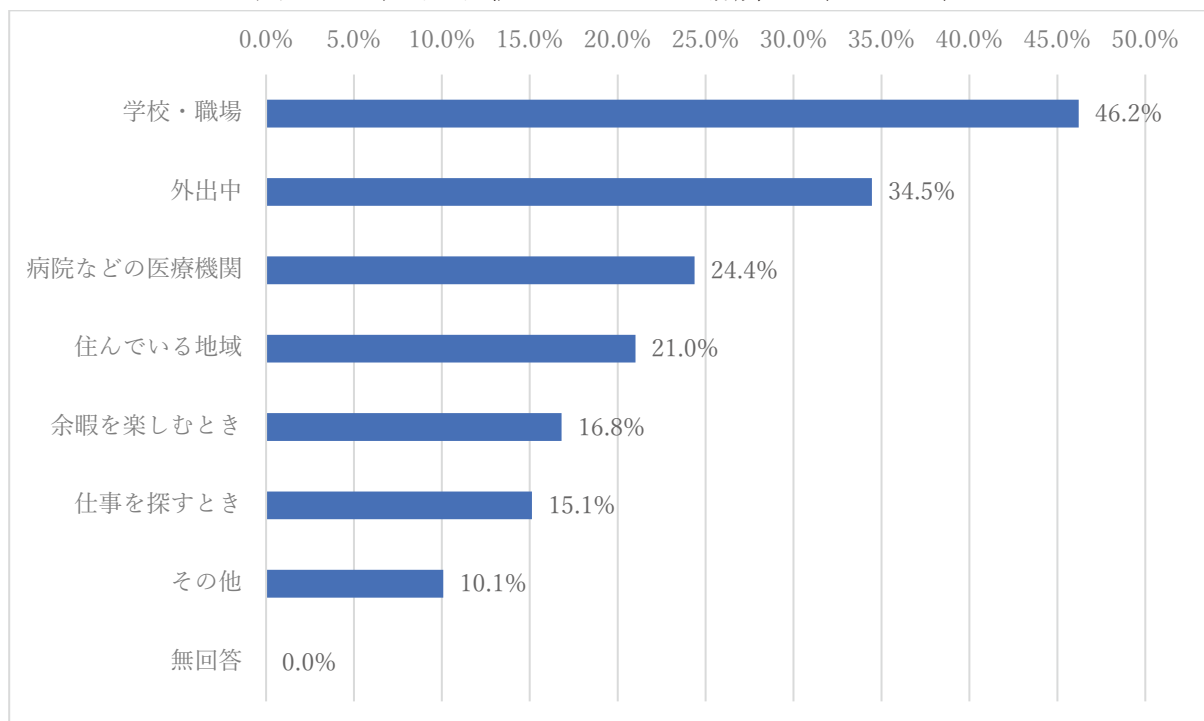
図 2 2 差別や嫌な思いをしたことがあるか (n=285)



「ない」が54.0%で、「ある」が41.8%であった。

問 2 3 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(問 2 2 で「ある」と答えた方のみ、複数回答)

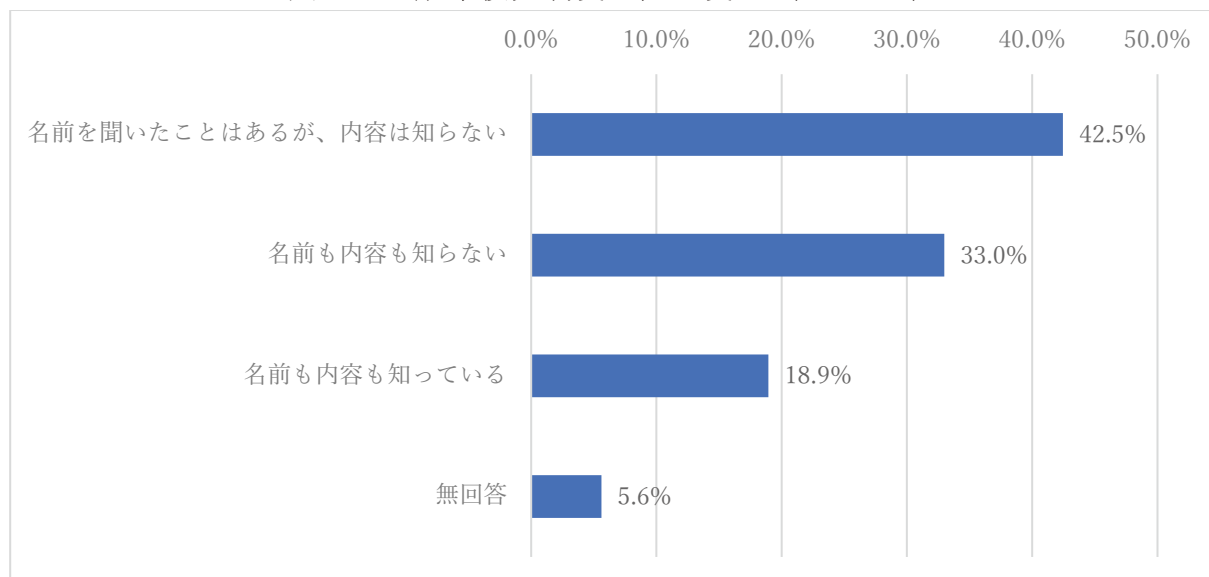
図 2 3 差別や嫌な思いをした場所 (n=200)



「学校・職場」が46.2%で最も多い。次いで「外出中」が34.5%、「病院などの医療機関」が24.4%、「住んでいる地域」が21.0%が続いている。

問 2 4 成年後見制度についてご存じですか。

図 2 4 成年後見制度の認知度 (n = 285)



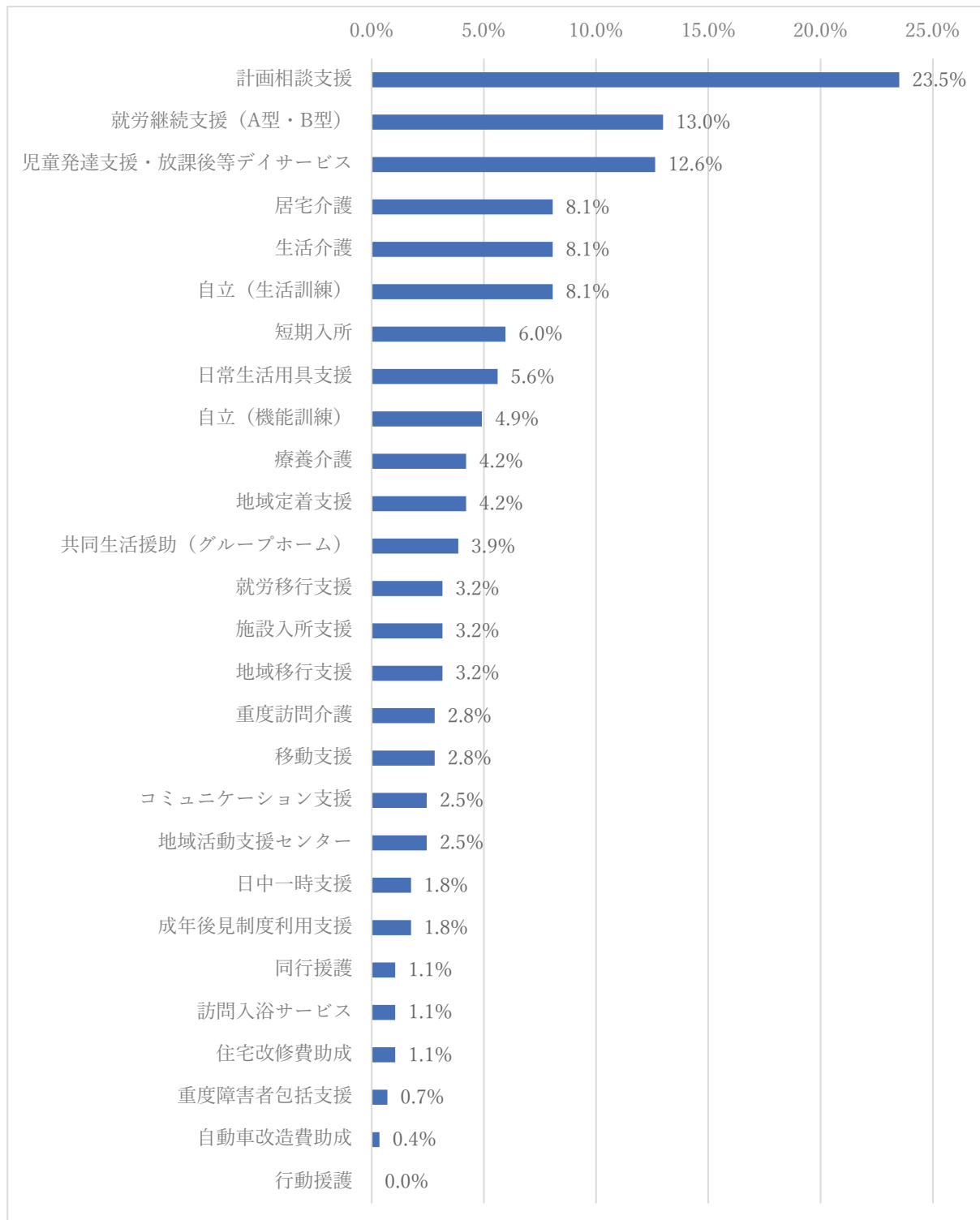
「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 42.5%で最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が 33.0%となっており、内容を知らないとする回答が 75.5%であった。

6 福祉サービス

問25 今後利用したいと思う福祉サービスはどれですか。

1. 現在、利用している。今後も利用したい。(複数回答)

図25-1 福祉サービスの利用状況 (n=370)



「計画相談支援」が23.5%で最も多く利用されている。

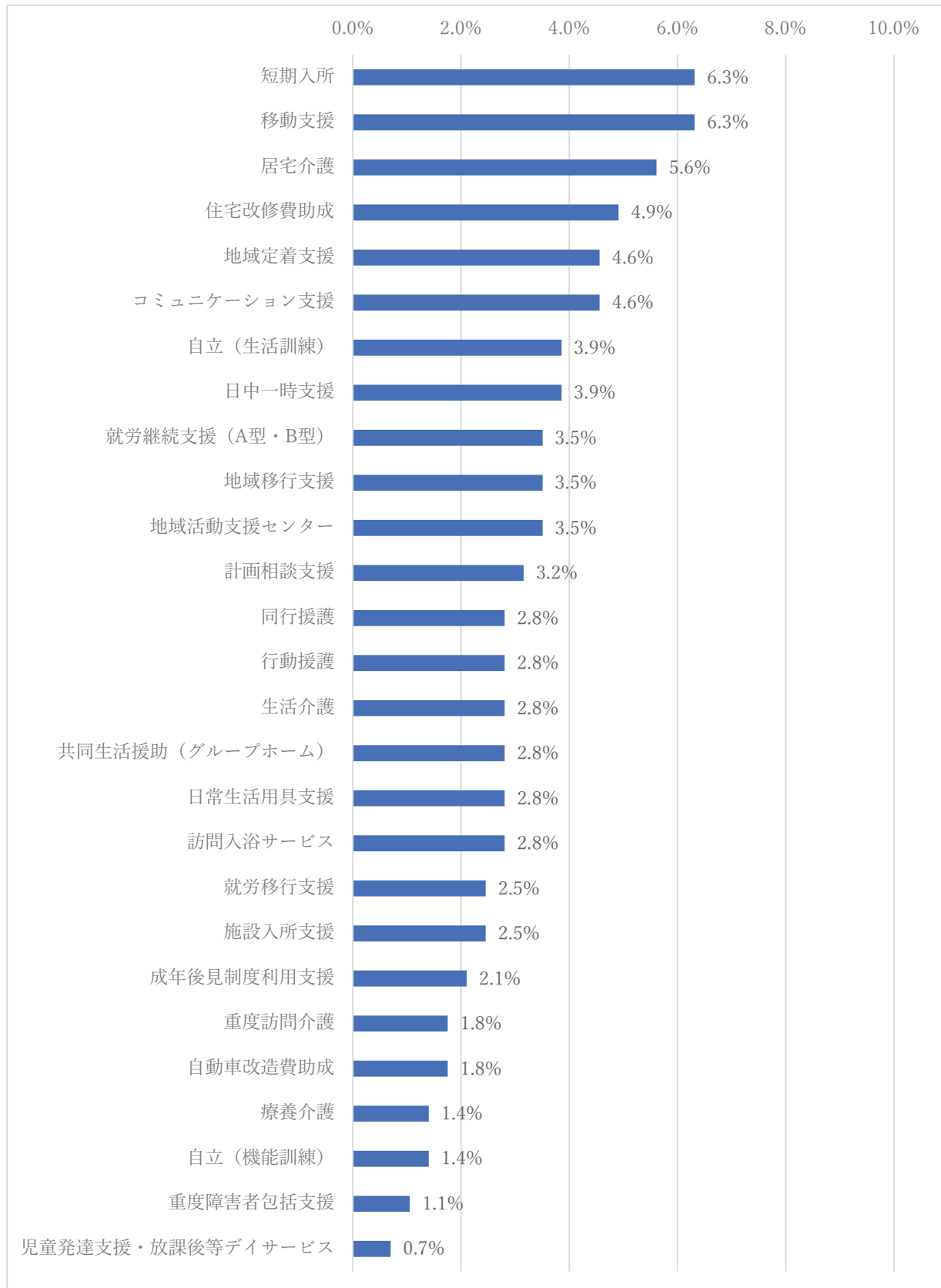
障がい別では、身体障がい者は、「計画相談支援」18.9%が最も多く利用されており、次いで「居宅介護」が11.3%、「生活介護」が10.7%、「日常生活用具支援」が10.7%で続いている。

知的障がい者でも、「計画相談支援」が34.7%で最も多く、次いで「児童発達支援・放課後等デイサービス」が30.7%、「就労継続支援（A型・B型）」が17.3%で続いている。

精神障がい者は、「就労継続支援（A型・B型）」が35.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が30.2%、「自立（機能訓練）」・「地域定着支援」が同率13.2%で続いている。

2. 現在、利用していないが、今後（3年以内）利用したい。（複数回答）

図 2 5 - 2 福祉サービスの利用意向（3年以内）（n = 244）



潜在的な利用ニーズについては、「短期入所」と「移動支援」が 6.3%で最も多く、次いで「居宅介護」が 5.6%、「住宅改修費助成」が 4.9%で続いている。

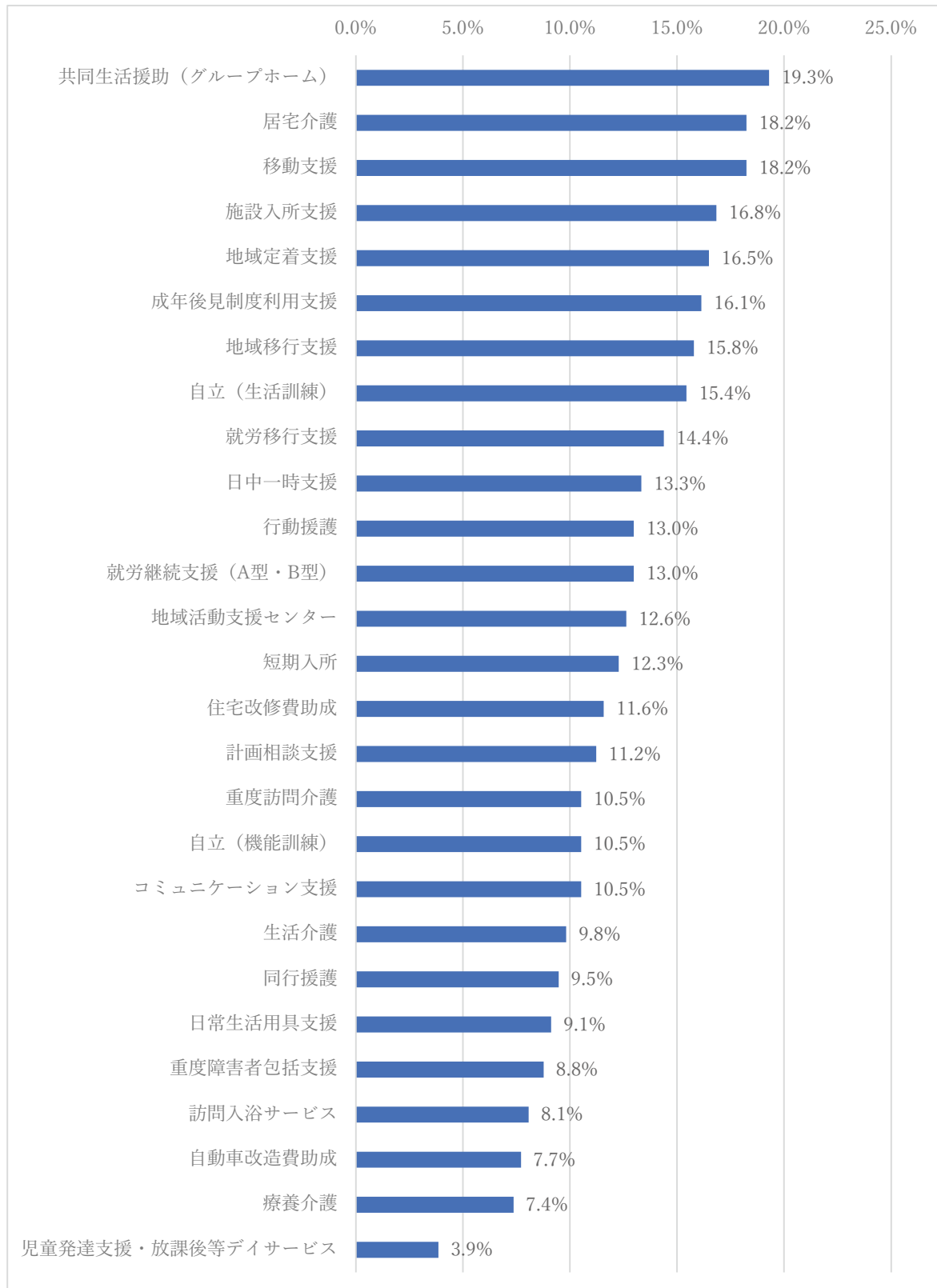
障がい者別では、身体障がい者は、「移動支援」が 8.8%、「住宅改修費助成」が 7.5%、「居宅介護」と「日中一時支援」が同率 5.7%であった。

知的障がい者は、「短期入所」が 13.3%、「行動援護」、「移動支援」及び、「住宅改修助成」が同率 8.0%であった。

精神障がい者は、「自立支援（生活訓練）」と「地域定着支援」が同率 11.3%で最も多く、「居宅介護」、「就労継続支援（A型・B型）」、「コミュニケーション支援」、「地域活動支援センター」、「成年後見制度利用支援」が同率 9.4%であった。

3. 現在、利用していないが、いずれは（３年以上先）利用したい。（複数回答）

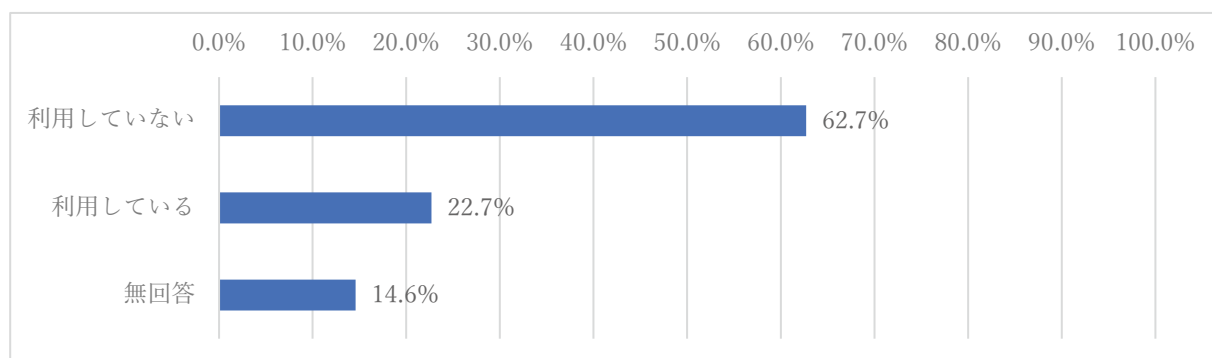
図 2 5 - 6 福祉サービスの利用意向（３年以上先）（n = 951）



「共同生活援助（グループホーム）」が 19.3% で最も多い。次いで「居宅介護」と「移動支援」が同率 18.2% で、「施設入所支援」が 16.8% で続いている。

問 2 6 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(40歳以上)

図 2 6 介護保険サービスの利用状況 (n=185)

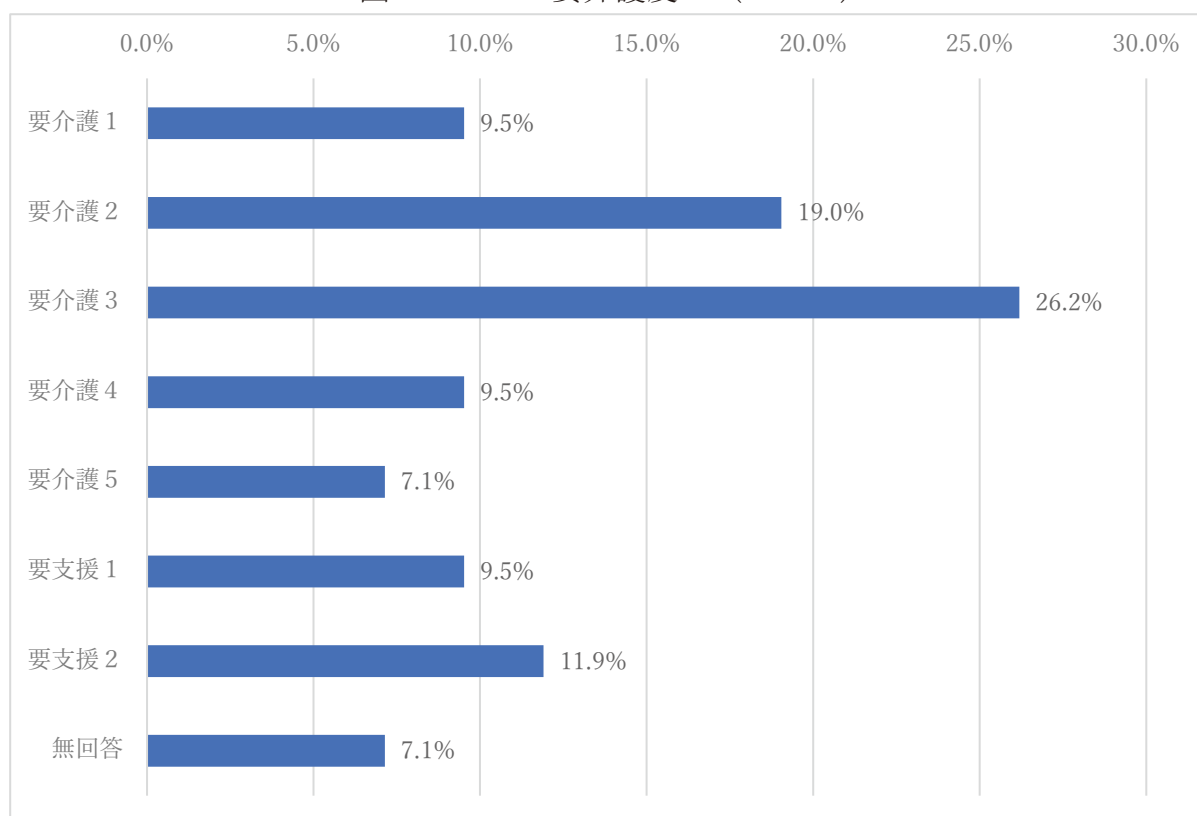


「利用していない」が62.7%で、「利用している」が22.7%であった。

問 2 7 問 2 6で「1. 利用している」を回答された方におうかがいします。

(1) 該当する要介護度はどれですか。(介護サービス利用者のみ)

図 2 7 - 1 要介護度 (n=42)

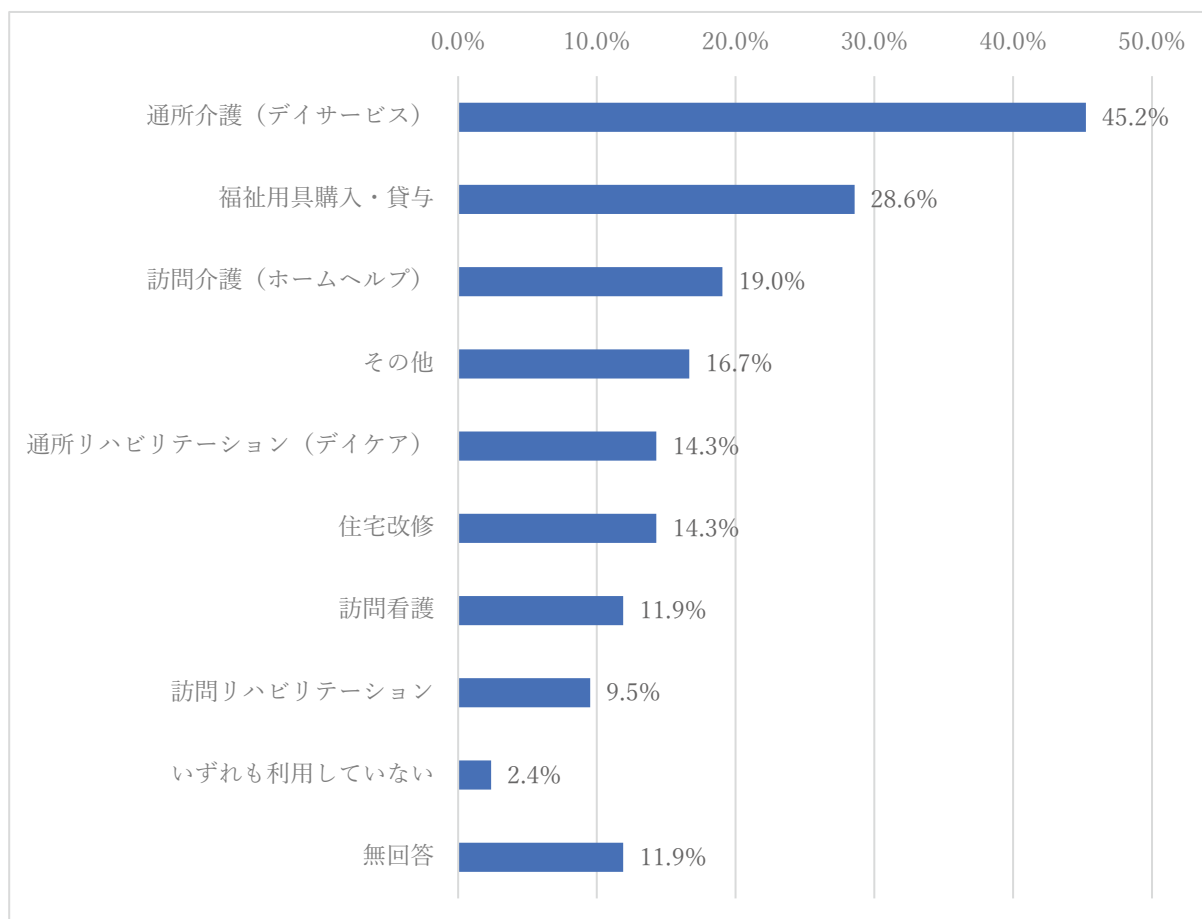


「要介護3」が26.2%で最も多く、次いで「要介護2」が19.0%、「要支援2」が11.9%が続いている。

(2) 利用している介護保険サービスはどれですか。

(介護サービス利用者のみ 複数回答)

図 2 7 - 2 介護保険サービスの利用内容 (n = 73)

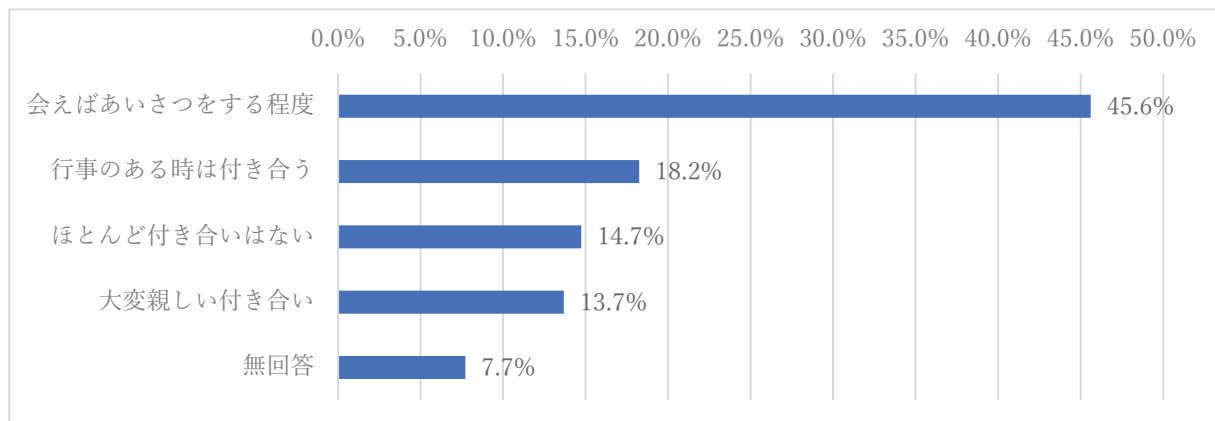


「通所介護 (デイサービス)」が 45.2%で最も多く、次いで「福祉用具購入・貸与」が 28.6%、「訪問介護 (ホームヘルプ)」が 19.0%で続いている。

7 地域社会

問 2 8 あなたや家族は、隣近所とどの程度の付き合いをしていますか。

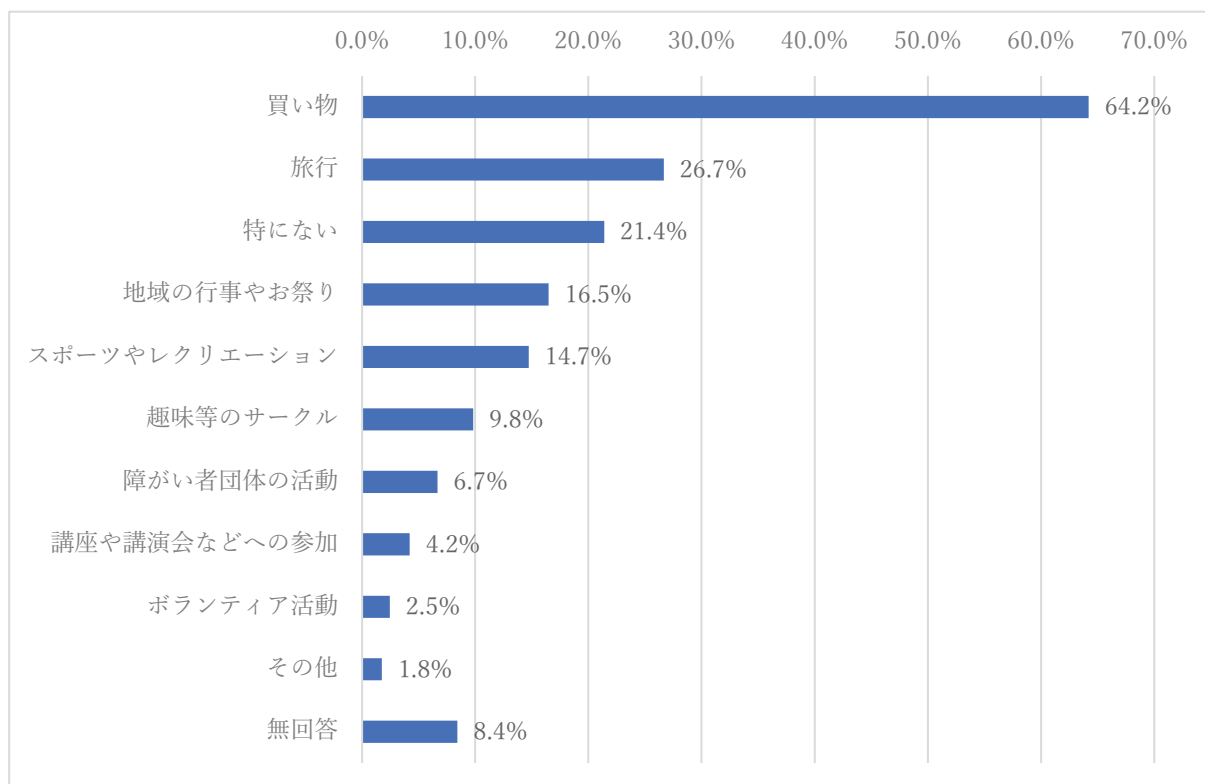
図 2 8 隣近所との付き合い (n=285)



「会えばあいさつをする程度」が 45.6%で最も多く、次いで「行事のある時は付き合う」が 18.2%、「ほとんど付き合いはない」が 14.7%であった。

問 2 9 あなたは、1年以内にどのような活動をしましたか。介護者が一緒の場合も含みます。(複数回答)

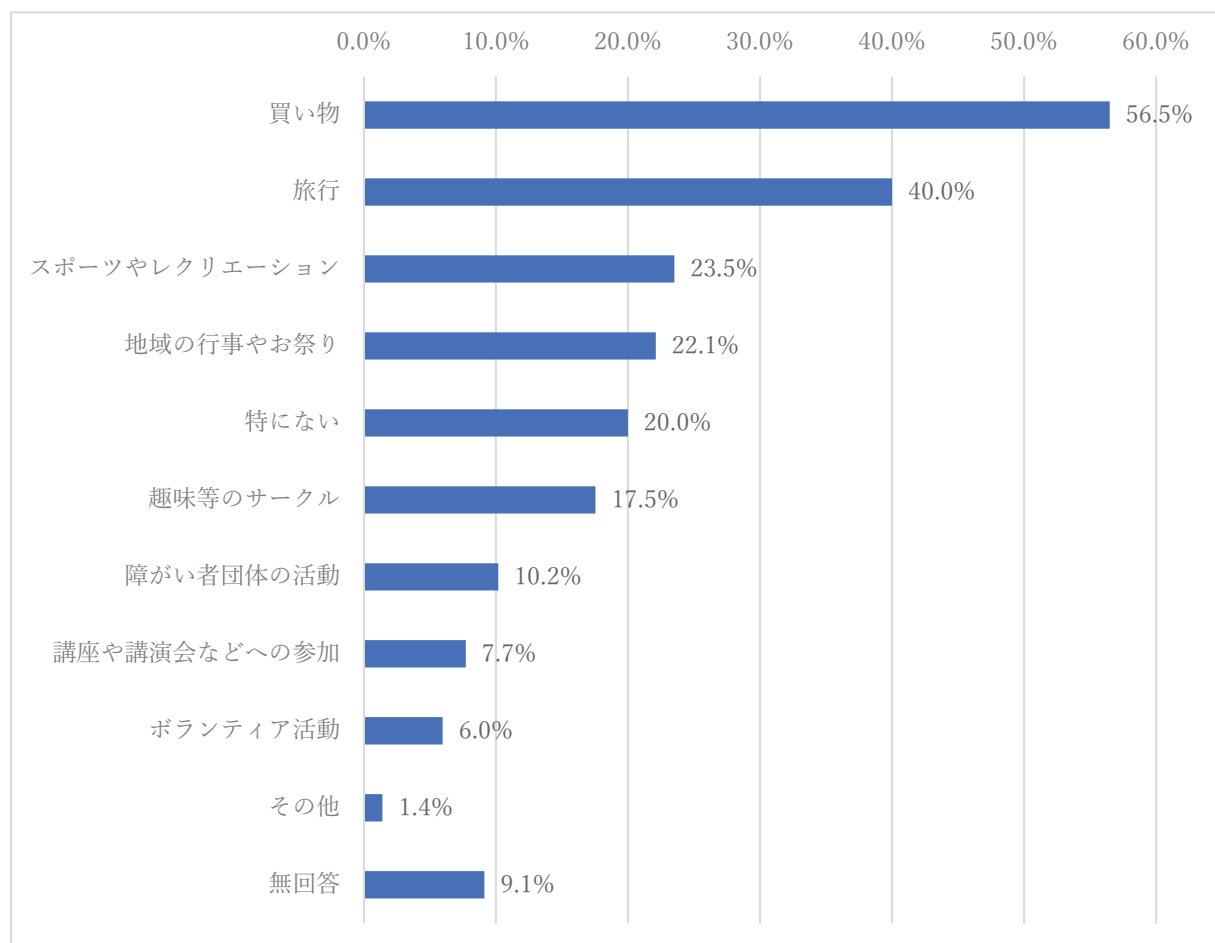
図 2 9 地域における1年以内の活動 (n=504)



「買い物」が 64.2%で最も多く、次いで「旅行」が 26.7%、「地域の行事やお祭り」が 16.5%、「スポーツやレクリエーション」が 14.7%であった。

問 30 あなたはこれからどのような活動をしたいと思いますか。(複数回答)

図 30 これからどのような活動をしたいか (n=610)

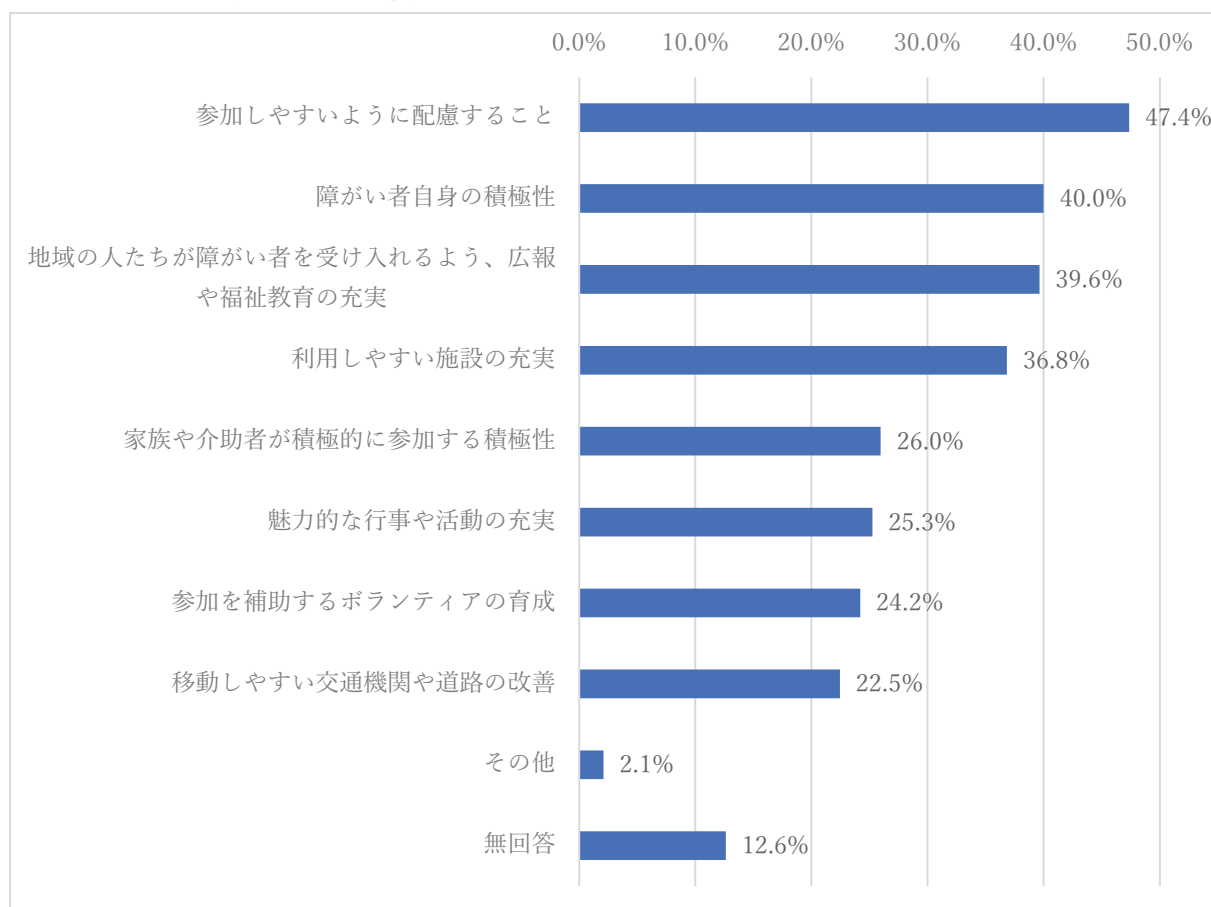


今後したい活動として「買い物」が 56.5%、「旅行」が 40.0%、「スポーツやレクリエーション」が 23.5%であった。

この設問は、現在している活動の継続を含めた調査であるため、問 29 と似たような結果であった。「買い物」と「旅行」を除くと、「スポーツやレクリエーション」や「地域の行事やお祭り」をしたいという意見が多くみられた。

問3 1 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと思いますか。（複数回答）

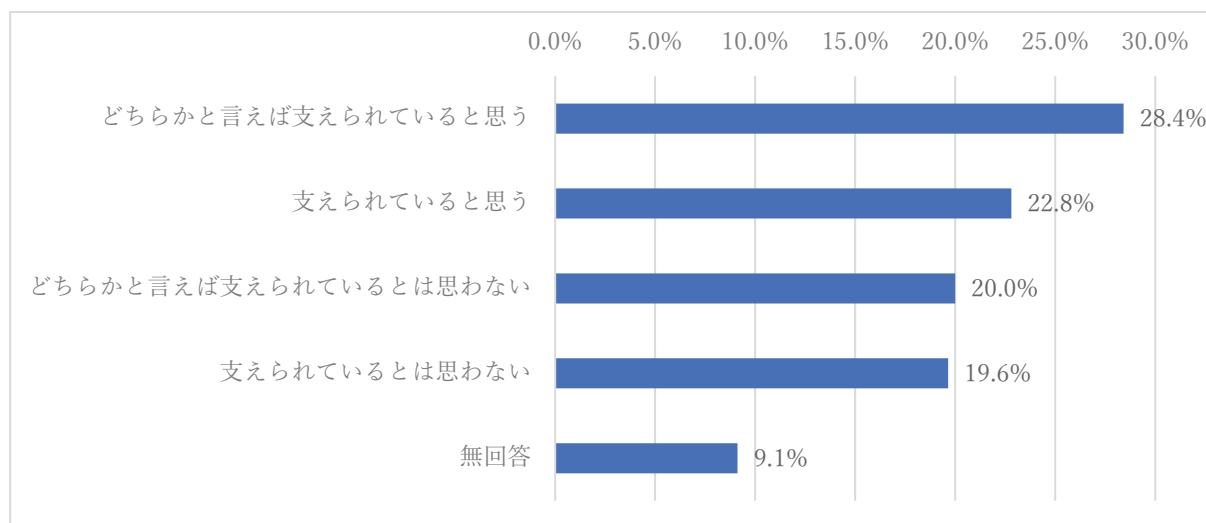
図3 1 地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと （n = 788）



「参加しやすいように配慮すること」が47.4%で最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」が40.0%、「地域の人たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」が39.6%で続いている。

問3 2 あなたは今、地域の人に支えられていると思いますか。

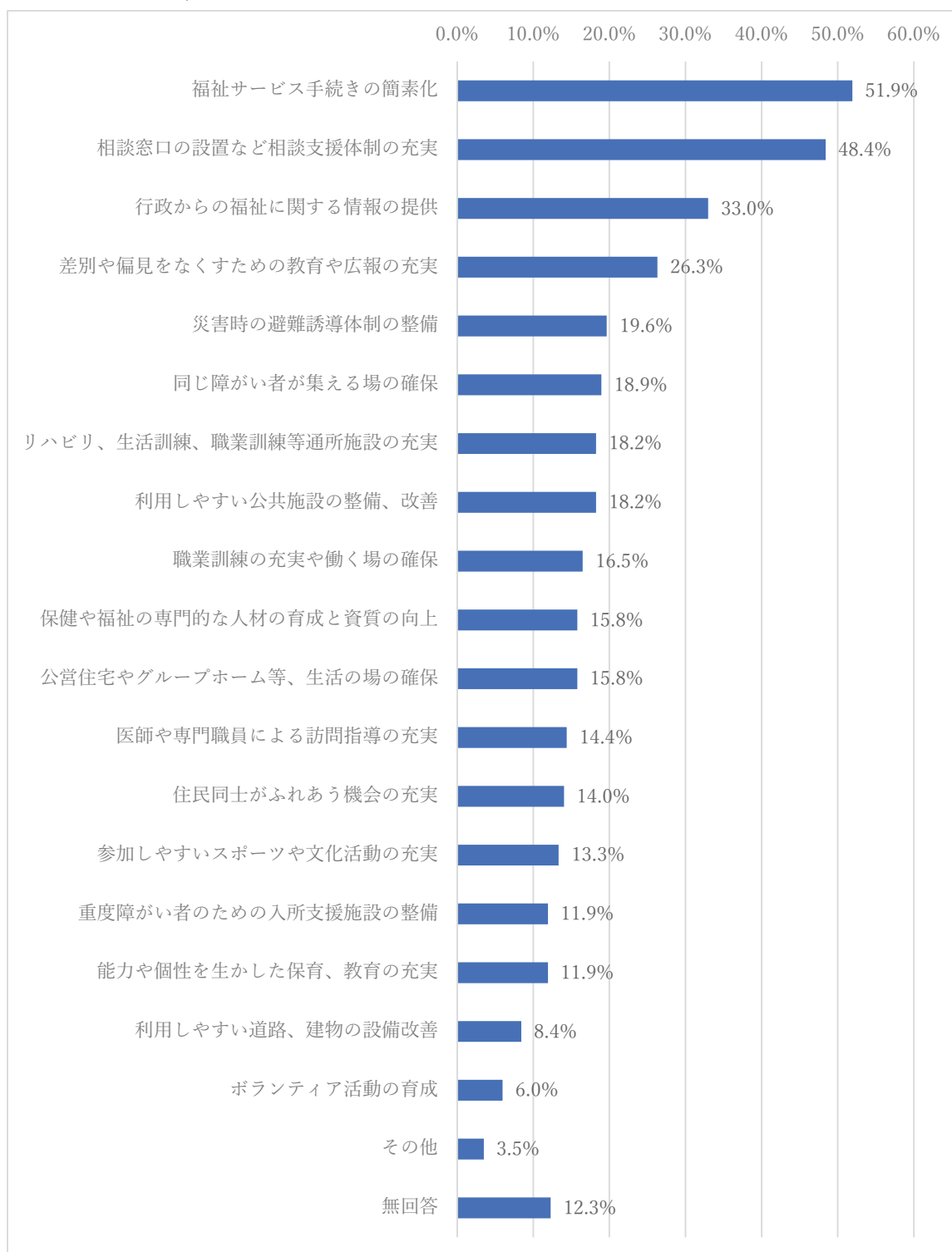
図3 2 地域の人に支えられているか (n=285)



「どちらかと言えば支えられていると思う」が28.4%、「支えられていると思う」が22.8%で、支えられていると思う回答が5割を占めている。一方、「どちらかと言えば支えられているとは思わない」が20.2%、「支えられているとは思わない」が19.6%であった。

問33 障がい者が暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

図33 暮らしやすいまちづくりのために大切なこと （n=1079）

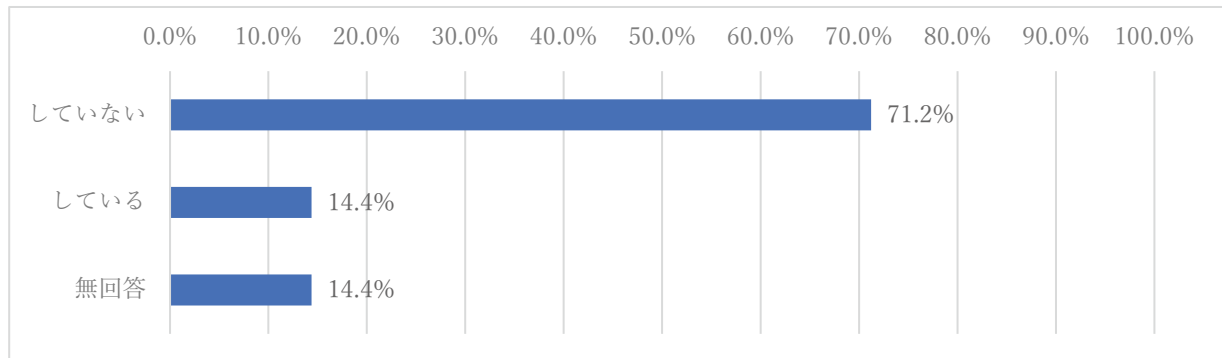


「福祉サービス手続きの簡素化」が51.9%で最も多く、次いで「相談窓口の設置など相談支援体制の充実」が48.4%、「行政からの福祉に関する情報の提供」が33.0%で続いている。

8 保育・教育

問34 現在、保育園や幼稚園、学校に通園・通学していますか。

図34 保育園や幼稚園、学校に通園・通学しているか (n=285)

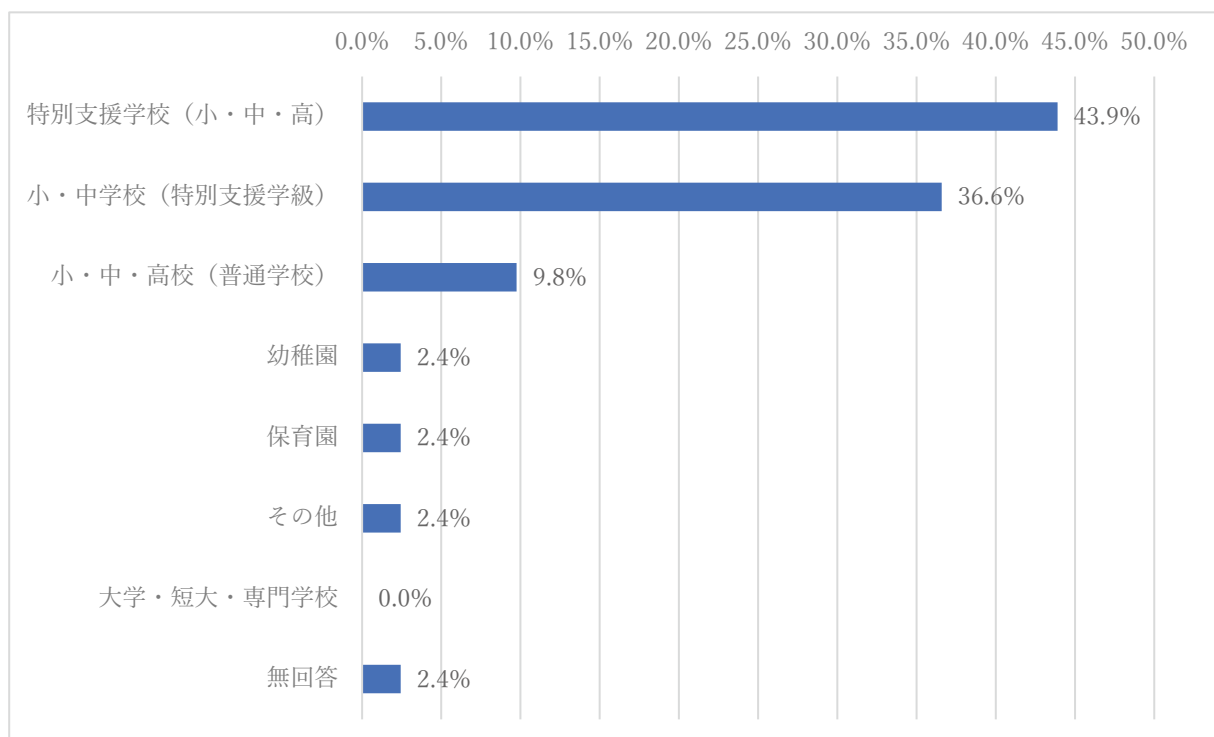


通園・通学している児童・生徒は14.4%であった。

問35 問34で「1. している」と回答した方におうかがいします。

(1) 通園・通学先はどれですか。

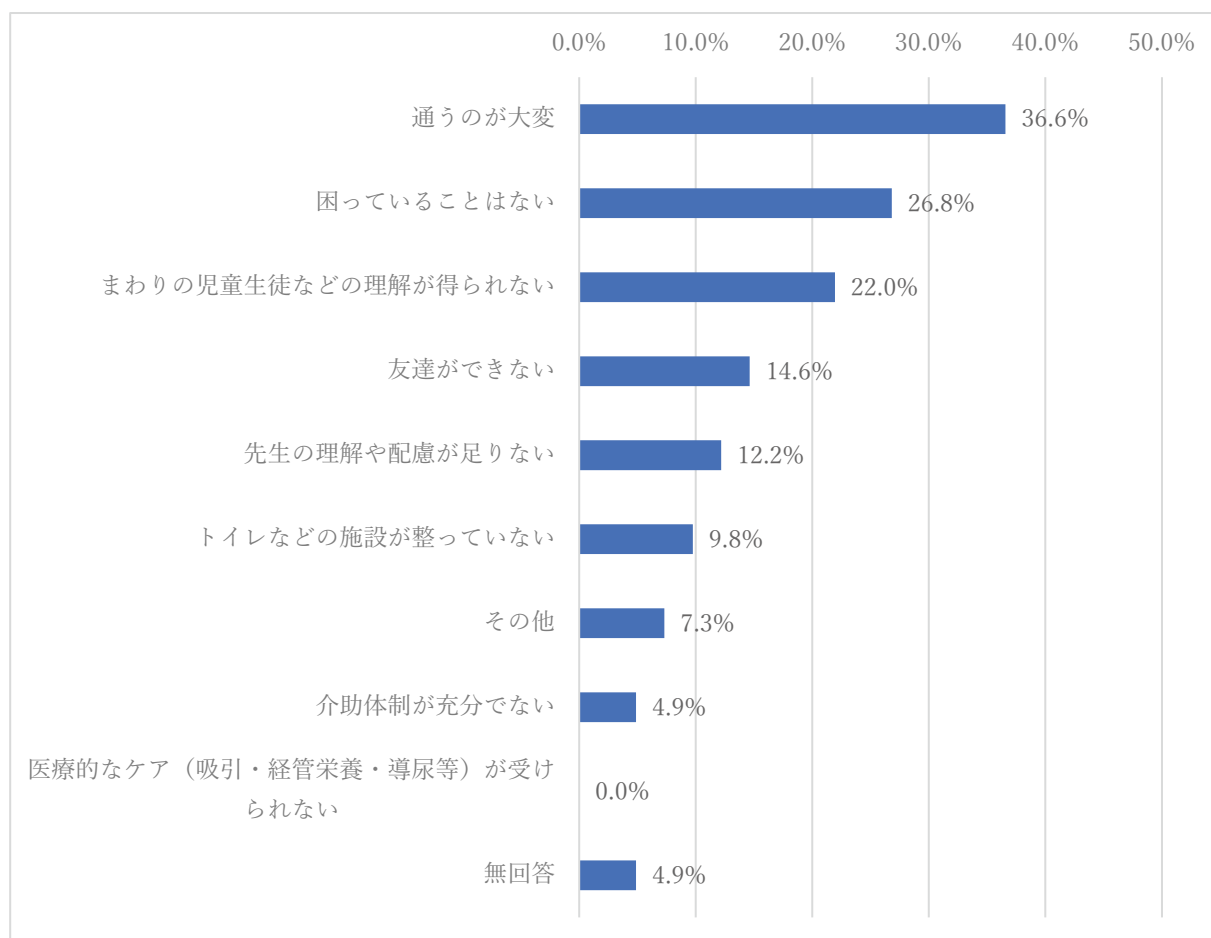
図35-1 通園・通学先 (n=41)



「特別支援学校(小・中・高)」在学が43.9%で、次いで「小・中学校(特別支援学級)」が36.6%であった。前回の調査時より特別支援学級に在籍する児童・生徒の割合が約20ポイント増加している。

(2) 幼稚園や学校などに通っていて困っていることは何ですか。(複数回答)

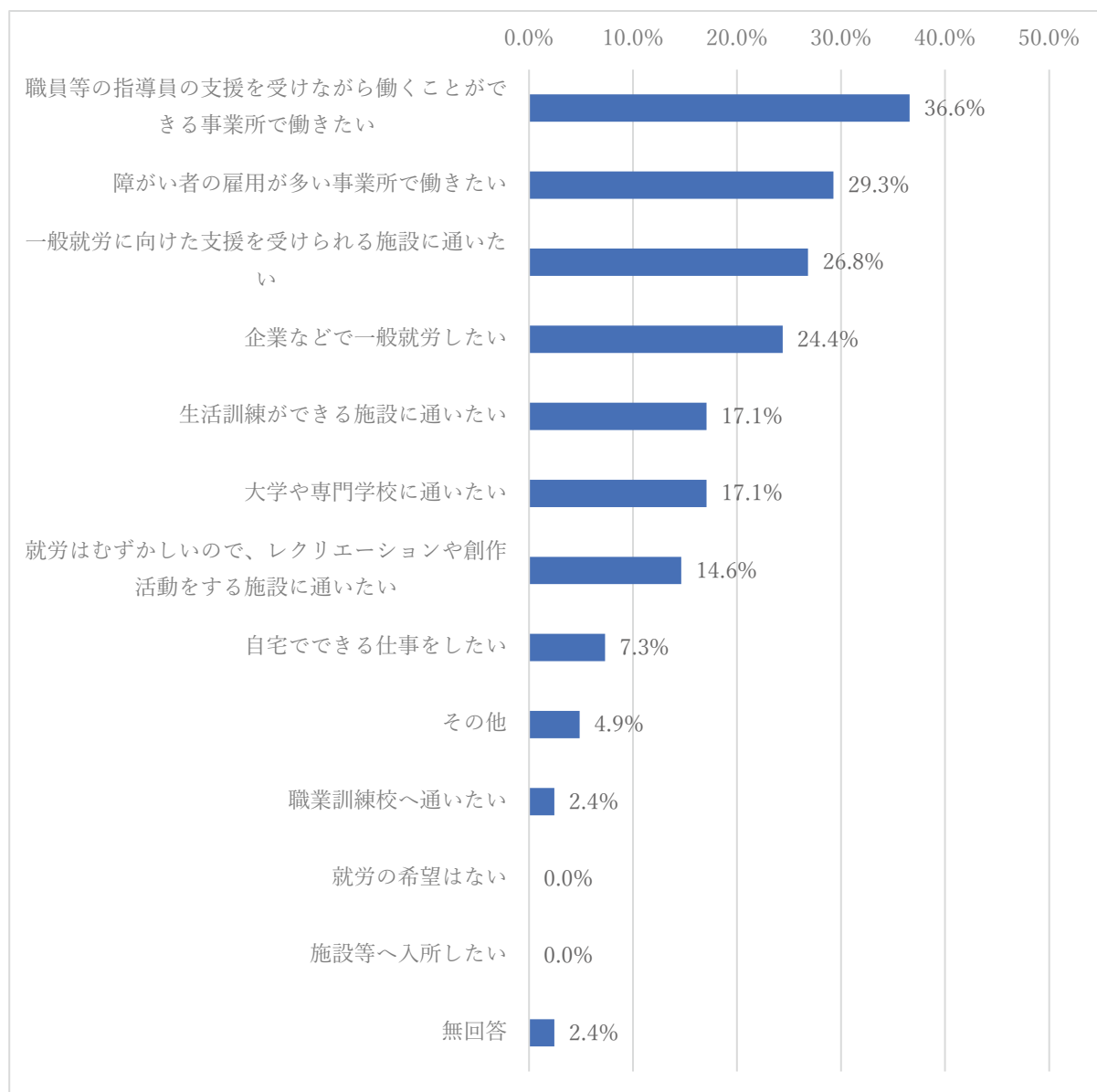
図 3 5 - 2 通園・通学先で困っていること (n = 57)



「通うのが大変」が 36.6%で最も多く、次いで「まわりの周りの児童・生徒などの理解が得られない」が 22.0%、「友達ができない」が 14.6%、「先生の理解や配慮が足りない」が 12.2%で続いている。

(3) 今後、どのような進路を希望しますか。(複数回答)

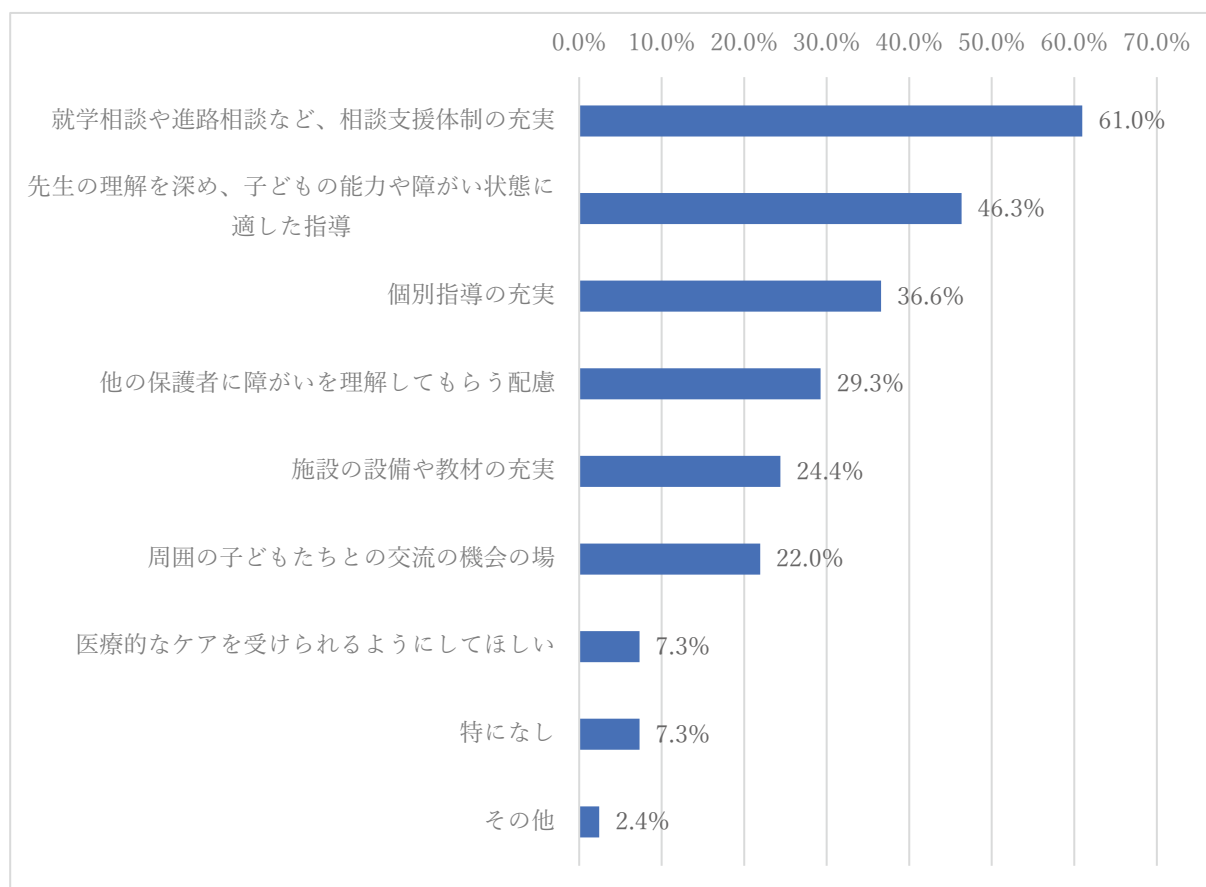
図 3 5 - 3 進路について (n = 75)



「職員等の指導員の支援を受けながら働くことができる事業所で働きたい」が 36.6%で最も多く、次いで「障がい者の雇用が多い事業所で働きたい」が 29.3%、「一般就労に向けた支援を受けられる施設に通いたい」が 26.8%で、通学・通園している児童・生徒の進路は、就労希望の回答が多くみられた。

問 3 6 幼稚園、保育園、学校に望むことはどのようなことですか。(複数回答)

図 3 6 幼稚園・保育園・学校に望むこと (n=98)

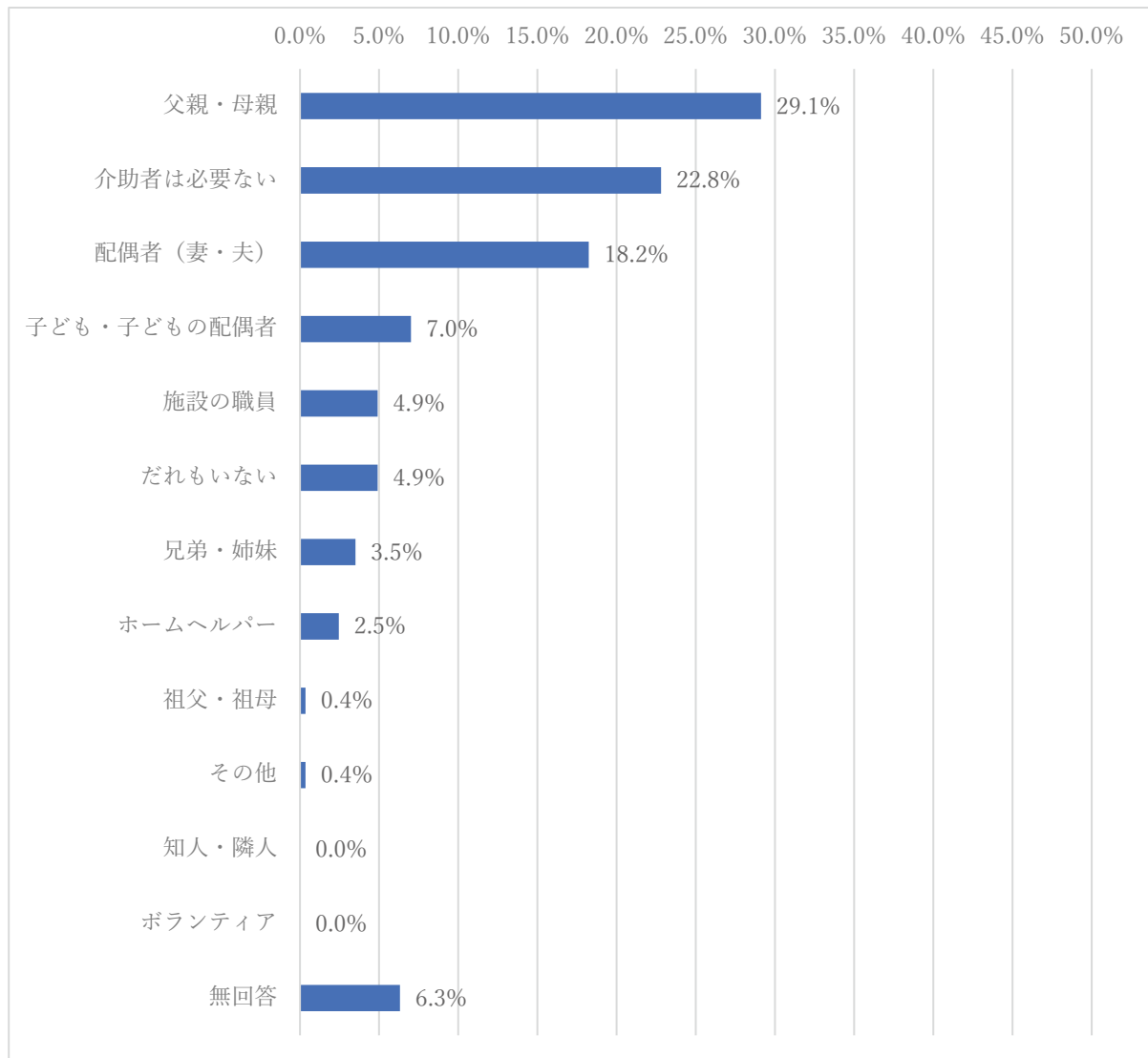


「就学相談や進路相談など、相談支援体制の充実」が 61.0%で最も多く、次いで「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいに適した指導」が 46.3%、「個別指導の充実」が 36.6%、「他の保護者に障がいを理解してもらおう配慮」が 29.3%で続いており、障がいの特性に応じた対応を望む回答が多くみられた。

9 介助者の状況

問37 おもな介助者はどなたですか。

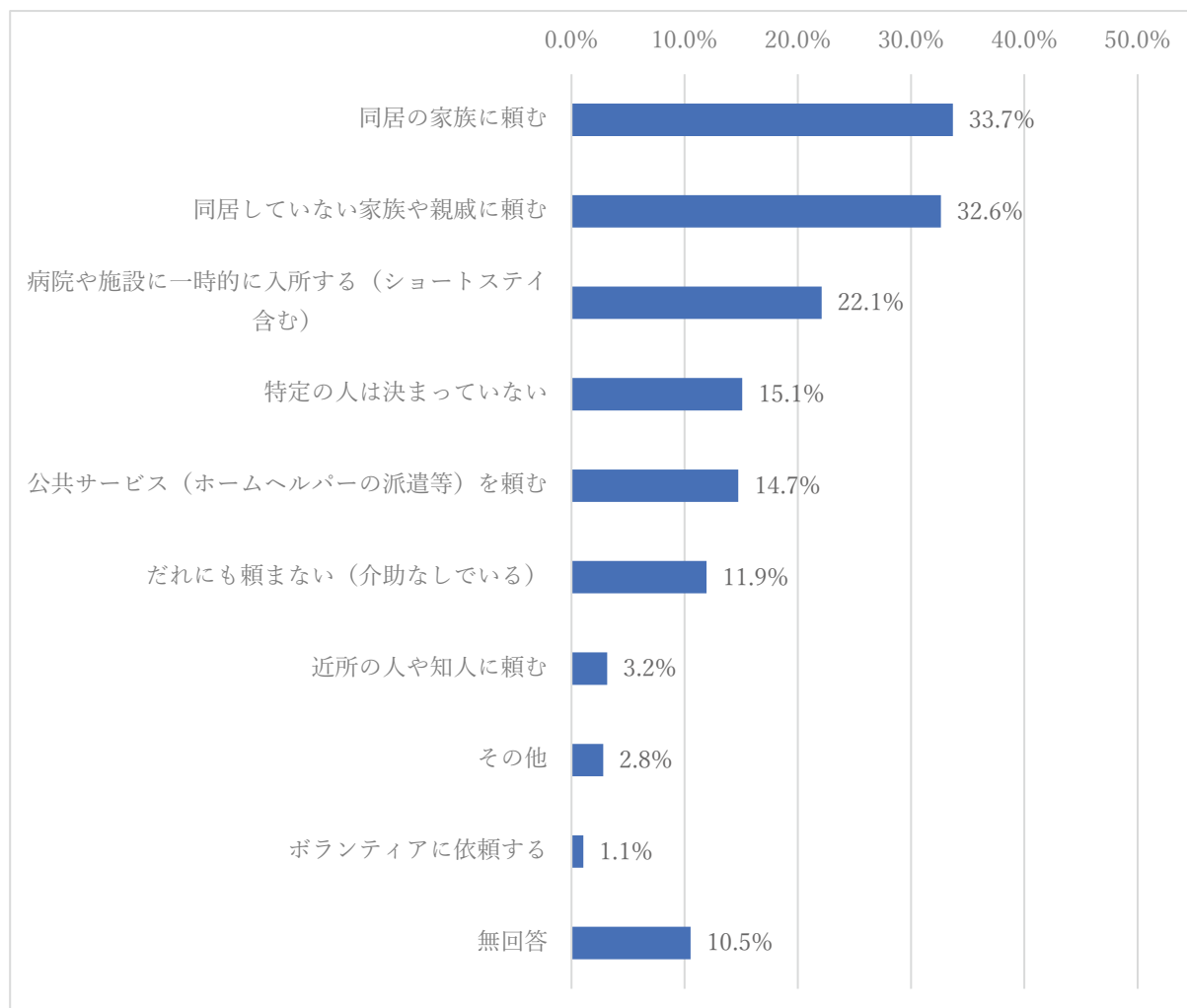
図37 おもな介助者 (n=285)



「父親・母親」が29.1%で最も多く、次いで「配偶者(妻・夫)」が18.2%、「子ども・子どもの配偶者」が7.0%で続いており、介助者が家族となっている回答は54.3%であった。

問38 おもな介助者が、急病、急用などで介助ができなくなった場合、どうしていますか。これまで、そのようなことがなかった場合は、今後あった場合を想定してお答えください。（複数回答）

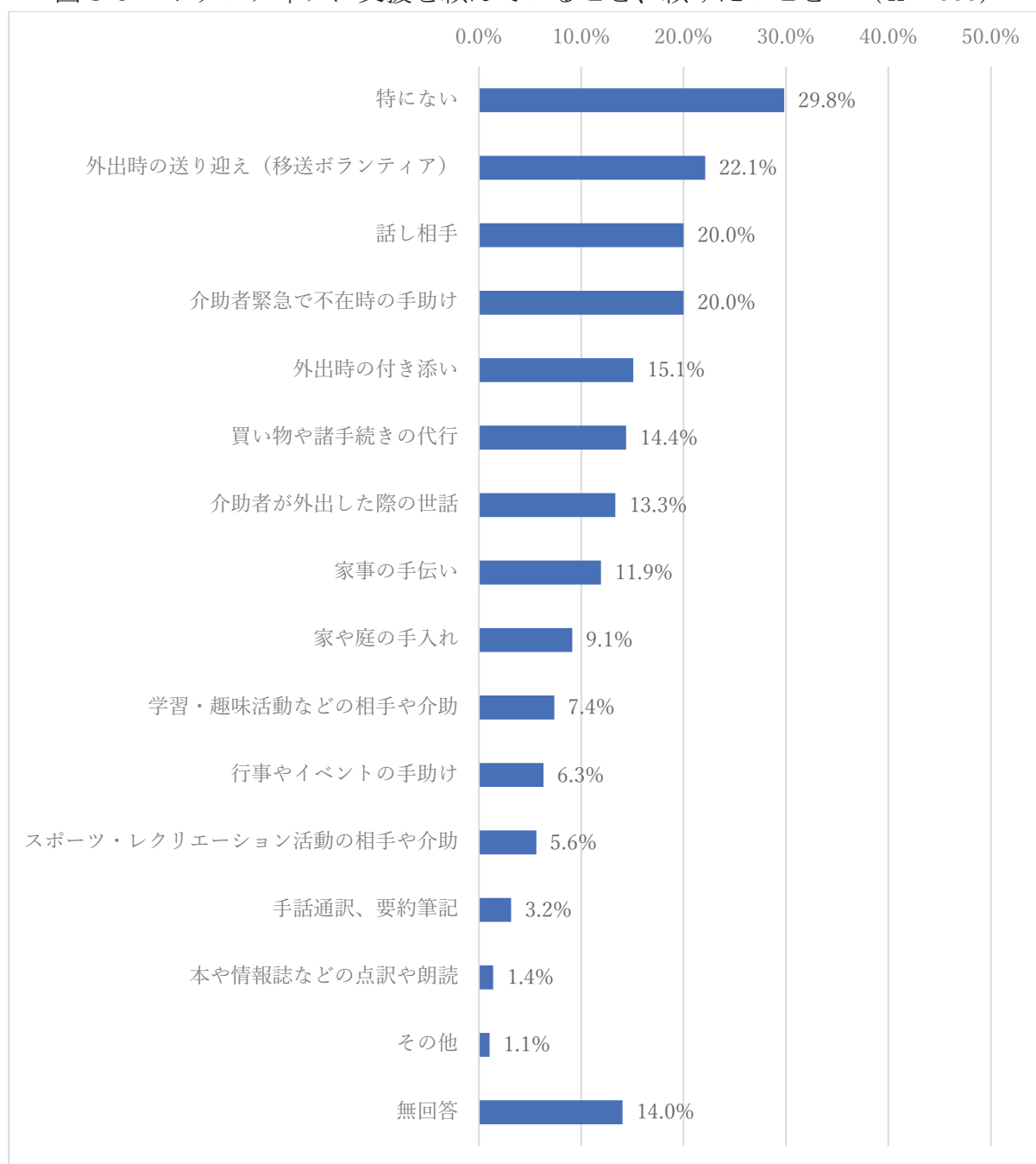
図38 介助者が急病、急用などで介助ができなくなった場合（n=421）



「同居の家族に頼む」が33.7%で最も多く、次いで「同居していない家族や親戚に頼む」が32.6%、「病院や施設に一時的に入所する（ショートステイ含む）」が22.1%で続いている。

問３９ ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいことは何ですか。
(複数回答)

図３９ ボランティアに支援を頼んでいること、頼みたいこと (n=555)



「外出時の送り迎え (移送ボランティア)」が 22.1%、「話し相手」と「介助者が緊急で不在時の手助け」が同率 20.0%の要望が上位であった。送迎や手助けのほかに、話し相手など、求められる支援は多様である。

資料編

用語の解説

用語の解説

【あ行】

■ I C T

Information and Communication Technologyの略で、「情報通信技術」と訳されている。日本では、パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉として、I T (Information Technology) が普及していたが、近年、最近では情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で、I C Tが定着しつつある。

■ アクセシビリティ

制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

■ 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行う。障がい者の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としており、地域生活支援事業の必須事業のひとつ。

【か行】

■ 基幹相談支援センター

障がい者やその家族、支援機関からの相談に応じ、障がい者の生活全般の課題解決に向けてさまざまな支援を行う、障害者総合支援法に基づく地域の障がい者支援に関する中核的な相談支援機関。

■ 教育支援委員会

教育的ニーズや本人の状況、医師や学校の先生等の意見を踏まえ、就学先の決定や教育相談・支援についての助言を行う場。

■ 共同生活援助（グループホーム）

障がい者が、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、食事の介護など、必要な日常生活上の援助を行う施設。

■権利擁護

知的障がい者、精神障がい者や認知症の高齢者等の判断能力が十分でない人の人権、権利を擁護する。

■合理的配慮

障がい者が困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になりすぎない範囲で、その者の障がいに合った必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

■心のバリアフリー推進員

職場や地域等において障がい者に関する取り組みの中心的な役割を担う者。

■個別避難計画

高齢者や障がい者など災害時に避難の支援が必要となる者を対象に、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画。

【さ行】

■児童発達支援

障がいや発達に不安のある未就学児が通所して、日常生活における基本動作や知識技術の習得、集団生活に適応するための訓練等必要な支援を行う。

■児童発達支援センター

児童発達支援事業を行うとともに、施設の持つ専門機能を活かして、障がいのある子どもやその家族への相談や援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設。

■重層的支援体制整備事業

相談支援事業者において相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、各種支援機関と連携を図りながら複雑化・複合化した課題を整理し、支援を行う体制を整備する事業。

■重度訪問介護

常に介護を必要とする障がい者に、自宅での入浴や食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。

■手話奉仕員

天童市手話奉仕員養成講座の全コースを修了した後、聴覚障がい者との面談を経て、手

話奉仕員として登録を受けた人。聴覚障がい者の社会活動を推進するため、理解力に応じた手話技術により通訳を行う。

■障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年4月施行。

■障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することが極めて重要であること等から、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見、その他の障がい者虐待の防止等に関して国の責務等を規定したもので、平成24年10月施行。

■障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がい者の雇用義務等に基づく雇用の措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図る目的で施行された。事業主に対し、法で定めた障害者雇用率に相当する障がい者の雇用を義務付けた。

■障害者差別解消法

正式名称は「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、令和6年4月に事業者による合理的配慮の提供が義務化された。

■障害者週間

平成7年度から、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして、毎年12月3日から12月9日までの1週間が「障害者週間」とされた。平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、法律上も設定された。

■障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

平成18年施行の障害者自立支援法が平成25年に改正・改題され、平成26年4月に

完全施行された。障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者、障がい児、一定の難病患者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を総合的に行うことを目的とする。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者に関わらず、障がい福祉サービスや公費負担医療などを一元化し共通制度のもとに提供すること、地域生活や就労を支援する事業や重度障がい者を対象としたサービスの充実を図ること、公平なサービスの利用のため客観的基準（障害支援区分）を採用することなどが含まれる。

■障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

国等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図ることを目的とする。

平成25年4月施行。

■自立支援医療（更生医療・育成医療）

障がいの程度を軽くしたり、取り除くために受ける手術等の治療について、保険対象医療費の自己負担分の負担軽減を図る制度。

■自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいのある人の通院医療を促進し、かつ、適正医療を普及させるため、その医療に必要な費用の一部を医療保険と公費により負担する制度。

■自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定された、障がい者支援の体制整備を図るため、関係者により構成される協議会のこと。相談支援事業の中立、公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、地域の中核的役割を果たす協議の場となる。具体的には、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた場合に交付される手帳。

■精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、ひとりで決めることに不安や心配な人を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る。

■相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整、支給決定後のモニタリング等の援助を行う。

【た行】

■地域生活支援拠点

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい者を地域全体で支える拠点となる機関。①相談、②体験の機会、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくりを、地域の実情に応じて整備することが求められている。

■地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する場。

■特別支援教育コーディネーター

学校内において特別支援教育の中心的役割で、関係機関等との連絡調整や窓口的役割を担う者として位置付けられている。

【な行】

■日常生活用具

重度の障がい者等の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者のための点字タイプライター、電磁調理器、聴覚障がい者のための通信装置、情報受信装置、肢体不自由者用の特殊寝台、入浴補助用具等がある。

■ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すための活動。

【は行】

■発達障がい

広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障がい。

■ピアサポート

ピア(peer)とは、日本語で「同じ立場にある仲間」という意味で、同じ立場にある・同じ課題に直面している仲間としての支えあいを指す。障がい領域のピアサポートとは障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支えることを指す。

■福祉的就労

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があり、利用する障がい者の能力、年齢に応じて選択する。

就労移行支援	・原則2年間の期限がある。 ・一般企業への就労を目指す障がい者が訓練を行う。 ・訓練施設のため、給与や工賃は発生しない。
就労継続支援A型	・一般企業での就労は難しいが、福祉的就労事業所での、雇用形態での就労が可能な障がい者が利用する。 ・利用者と福祉的就労事業所が雇用契約を結ぶので、最低賃金や社会保険の加入が保障される。
就労継続支援B型	・雇用形態での就労が難しい障がい者や、65歳以上の障がい者が、福祉的就労事業所と雇用契約を結ばずに利用する。 ・雇用契約を結ばないため、比較的低価な工賃が発生する。 ・比較的短時間の軽作業が行われる場合が多い。

■放課後等デイサービス

障がいや発達に不安のある就学児（6歳から18歳）が、放課後や夏休み等の長期休暇

中において、生活能力向上のため訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。

■法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障がい者の雇用を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合(=法定雇用率)の障がい者を雇用する義務を事業主に課す制度。

【ま行】

■民生委員・児童委員

「民生委員法」により厚生労働大臣から委嘱された者で、任期は3年。住民の立場に立って、生活に関する相談や助言を行い、必要に応じて、福祉サービスを利用するために必要な情報提供等を行う。民生委員は、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼任する。

【や行】

■要支援者（避難行動要支援者）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人をいう。

対象者	対 象 者 の 要 件
高 齢 者	① 75歳以上の単身者及び75歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険法における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている者 ② 介護保険法における要介護認定3～5の認定を受けている者
障がい者	① 身体障害者手帳1級・2級判定の者（但し、内部障がい者を除く。） ② 療育手帳A判定の者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級判定の者
そ の 他	① 公的支援を受けている指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等 ② 人工呼吸器、各痰吸引機等の医療機器装着者 ③ 介護認定等の認定を受けていない者で、自主防災会等や民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、登録を申請し認められた者 ④ 対象者の要件に該当しないが、自らの命を主体的に守るため、登録を申請し認められた者

摘 要	① 対象者の要件の設定に当たっては、次の事項を総合的に判断し設定する。 ・避難情報等の災害関係情報の取得能力 ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力 ・避難行動を取る上で必要な身体能力等 ② 対象者の要件は、市が避難支援等が必要であろうと想定し設定した基準であり、避難行動要支援者名簿には、避難支援等を必要としない対象者も含まれる。
------------	---

■要配慮者

防災上何らかの配慮を要する人。高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等でハンディキャップを持っている人をいう。

■要約筆記

聴覚障がいのある人に対して、話の内容を要約し文字にして伝える筆記通訳。

【ら行】

■リハビリテーション

障がい者等に対する機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的等の諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらない。障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指すものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。

■療育手帳

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談、指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する手帳。

障がいの程度により、山形県ではA、Bの2段階に区分している。

資料編

天童市障がい者自立支援協議会委員

第4次天童市障がい者プラン策定までの経過

天童市障がい者自立支援協議会委員

任期 令和7年1月7日から令和8年3月31日まで

所 属 団 体 名 等	氏 名	備 考
社会福祉法人天童市社会福祉協議会 事務局長	松 浦 和 人	副会長
サポートセンターういんず 所長	鈴 木 睦 子	
相談支援事業所きらり 相談支援専門員	細 矢 義 博	
天童市訪問介護サービス事業所 管理者	押 野 真 奈 美	
障害福祉サービス事業所きらり 管理者	東 海 林 睦	
天童児童発達支援センターつばみ 管理者	黄 木 愛 子	
天童市民生児童委員連絡協議会 保健部会長	花 輪 叶	
医療法人社団斗南会 秋野病院 院長	伊 藤 正 尚	会 長
山形県立村山特別支援学校天童校 教頭	中 村 郁 子	
天童市小中学校長会 天童市立第二中学校 校長	鎌 田 さ と み	
天童市身体障がい者福祉協会 副会長	山 村 勝 志	
天童市手をつなぐ育成会 会長	清 野 芳 昭	
天童商工会議所 専務理事	石 塚 昭 宏	
山形人権擁護委員協議会 天童市部会	滝 口 篤 子	

順不同・敬称略

第4次天童市障がい者プラン策定までの経過

時 期	策 定 関 係 会 議 等	備 考
令和5年 9月～10月	障がい福祉に関するアンケート調査	
令和6年 12月	第1回天童市障害者基本計画策定委員会	
令和7年 1月	第1回天童市障がい者自立支援協議会	
	第2回天童市障害者基本計画策定委員会	
2月	第2回天童市障がい者自立支援協議会	
	市議会環境福祉常任委員会へ説明	
2月下旬～ 3月上旬	パブリックコメント実施	
3月末	障がい者プラン 策定	

第4次天童市障がい者プラン

(障害者基本計画)

令和7年3月

発行／天童市（健康福祉部社会福祉課）

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111

FAX 023-654-2482